

## 令和5年9月清須市議会定例会会議録

令和5年9月4日、令和5年9月清須市議会定例会は清須市議会議事堂に招集された。

### 1. 開会時間

午前 9時30分

### 2. 出席議員

1番	伊藤奈美	2番	浅妻奈々子
3番	齊藤紗綾香	4番	土本千亜紀
5番	松岡繁知	6番	山内徳彦
7番	富田雄二	8番	松川秀康
9番	大塚祥之	10番	小崎進一
11番	飛永勝次	12番	野々部 享
13番	岡山克彦	14番	林 真子
15番	加藤光則	16番	高橋哲生
17番	伊藤嘉起	18番	久野 茂
19番	浅井泰三	20番	成田義之
21番	天野武藏		

計 21名

### 3. 欠席議員

なし

### 4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永	田	純	夫		
副	市	長	葛	谷	賢	二	
教	育	長	天	埜	幸	治	
企	画	部	長	河	口	直	彦
総	務	部	長	岩	田	喜	一

危機管理部 長	丹羽久登
市民環境部 長	石田隆
健康福祉部 長	加藤久喜
建設部 長	長谷川久高
会計管理者	三輪好邦
教育部 長	石黒直人
監査委員事務局 長	吉田敬
総務部次長兼総務課 長	楢本雄介
総務部次長兼財産管理課 長	飯田英晴
総務部次長兼収納課 長	辻清岳
市民環境部次長兼生活環境課 長	松村和浩
健康福祉部次長兼子育て支援課 長	吉野厚之
健康福祉部次長兼健康推進課 長	古川伊都子
建設部 参事	猿渡一樹
人事秘書課 長	岡田善紀
企画政策課 長	林智雄
企業誘致課 長	沢田茂
財政課 長	服部浩之
税務課 長	渡辺由利子
危機管理課 長	舟橋監司
市民課 長	藏城浩司
保険年金課 長	浅野英樹
産業課 長	梶浦庄治
西枇杷島市民サービスセンター所 長	下村辰之
清洲市民サービスセンター所 長	石田讓
春日市民サービスセンター所 長	佐藤嘉起
社会福祉課 長	鈴木許行
高齢福祉課 長	寺社下葉子
土木課 長	村瀬巧

都 市 計 画 課 長	鈴 木 雅 貴
上 下 水 道 課 長	伊 藤 嘉 規
新清洲駅周辺まちづくり課長	前 田 敬 春
会 計 課 長	平 野 嘉 也
学 校 教 育 課 長	瀬 尾 光
生 涯 学 習 課 長	大 沼 賀 敬
ス ポ ー ツ 課 長	高 山 敬
学校給食センター管理事務所長	吉 田 剛
監 査 課 長	木 全 信 行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	後 藤 邦 夫
議会事務局次長兼議事調査課長	鹿 島 康 浩
議 事 調 査 課 係 長	炭 竈 愛 子

6. 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 一般質問

( 傍聴者 12名 )

( 時に午前 9時30分 開会 )

議長 (伊藤 嘉起君)

おはようございます。

令和5年9月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は、21名でございます。

本日の会議を開きます。

先日の本会議に引き続き日程第1、一般質問を議題といたします。

先日の本会議で7名の方の一般質問が終了しておりますので、残っております議員の一般質問を通告の順に発言を許可いたします。

最初に、小崎議員の質問を受けます。

小崎議員。

< 10番議員 (小崎 進一君) 登壇 >

10番議員 (小崎 進一君)

おはようございます。

議席10番、清政会、小崎進一でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問させていただきます。

私のほうからは、大きく二つ質問させていただきます。

1つ目、ごみ回収とごみ問題について。

2023年度版清須市環境ガイドブックは事細かく記載されており、多くの方がマナーを守り、ごみ出しに御協力いただいていることに感謝いたしております。しかしながら、まだまだルールを守られない方や出し方を知らない方がおみえになります。そうしたことから、地域の皆様や回収業者の方々の御苦勞には頭が下がる思いであります。

可燃ごみ回収日に見られる光景は、猫やカラスによって散らかされているごみを回収業者の方がほうきを持ってきれいに掃除されている姿を見受けられることがあります。本日もごみ出し日で、地域を少し見ましたら、所々では荒らされているところがあり、大変心を痛むところであります。

ただでさえ時間に追われて回収されているのに、散乱しているため、他のごみの回収がどんどん遅れていきます。指定日以外のごみや事業系ごみであるコンクリート等の建築資材を不燃ごみ

の袋で出してある地域があります。テレビや新聞等でニュースになっているモバイルバッテリーの処分問題もあります。道路や空き地に不法にごみを放置されるよりは、ごみ置き場に出していただけることはありがたいですが、ごみ袋にごみを入れて指定場所に出すだけでなく、もう少し皆様に御協力いただけるよう工夫が必要と考えます。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

①カラスよけネット以外の対策について

②可燃ごみ袋の強度について

③市民への周知について

大きく2番、道路と側溝の維持管理について。

まちづくりを進めていく上で、道路と側溝の環境を整えていくことは重要であります。今年、道路交通法改正により電動キックボードの規制が緩和され、少しの段差でも転んでしまう乗り物が走り、今後ますます高齢化が進み、高齢者の皆様が健康で快適に生活を送っていただくためには、道路と側溝の整備は今まで以上に進めて行く必要性を感じます。

都市計画法は、昭和43年に制定、昭和44年に施行され、一体の都市として総合的に整備、開発、保全すべき区域を都市計画区域として指定し、当該区域の無秩序な市街化の防止と計画的な市街化を図るため、新たに市街化区域と市街化調整区域とに区分されました。これは、限られた都市整備財源を市街化区域内に集中的に投資し、市街地を計画的に整備・改善する一方、市街化調整区域において開発・建築行為を抑制することにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることとしたものであります。制定から50年以上が経過していますが、市街地の整備と維持管理についてどのように進めていきますか。

狭い道路で側溝に蓋がされていない所は、自動車の脱輪や自動車と人とのすれ違いが余計に危険で側溝蓋の必要性を感じます。市街化を図るとは、日常生活に支障のないようにすることだと私は考えますが、なかなか改善されていないように思います。将来を考え、若い世代に清須市を選んでもらい、人口減少にならないようにしていくためには、道路と側溝の整備維持管理が重要です。

そこで、道路と側溝維持管理について、以下の質問させていただきます。

①昨年度の道路修繕距離は、どれくらいですか。

②2年前に道路維持管理業務チームを2つにしましたが、新たな対応も必要ではないでしょうか。

③道路承認工事について、道路が未舗装で側溝が波を打っている状況で、利用者が全額負担で修繕することは負担が大き過ぎると思います。マイホーム建設に当たっては、人生をかけて行います。その中で、前面道路の費用まで自己負担は厳しいものがあります。自宅建設に対して補助が必要と考えますが、どのようにお考えですか。

④国土交通省で「インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き」が今年3月に作成されましたが、本市では取組のお考えはありますか。

⑤道路整備における市街化区域、市街化調整区域の違いを教えてください。

以上、よろしく願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

はじめに、1の①の質問に対し、松村市民環境部次長兼生活環境課長、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

生活環境、松村でございます。

それでは、1の①の質問について、お答えさせていただきます。

現在行っているカラス対策は、カラスよけネットが主流となっている現状です。

そのほかの対策といたしましては、鳥害対策テープの貸出しを行っております。これは、太陽光による反射、風になびく不規則な動き、テープ同士がこすれ合い発生するかすかな音にカラスが警戒し、戸惑う素振りを示す対策テープでございます。設置箇所におきましては、ごみの散乱等の被害が軽減しているという効果が見られております。

それ以外の対策につきましては行っておりませんが、新たなカラス忌避対策につきまして、引き続き調査をしております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

10番議員（小崎 進一君）

小崎です。

なかなかいろいろ難しい問題がありますけれども、今、公園や空地などで交通に支障がなく、安全が確保されている場所に、ごみボックスのような頑丈なものを置くということはできないでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

地域によっては、自治会やブロック、個人さんなんかの判断によりまして、簡単なおみの集積ボックスが置かれているところがありますけれども、市といたしましては、今のところ収集ボックス等の設置や貸出しは考えておりません。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

10番議員（小崎 進一君）

分かりました。

今後いろいろあると思いますけど、また、いろいろ御検討だけお願いいたします。

今現状、カラスよけネットの貸出枚数、最近はどれぐらいありますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

令和4年度の実績になりますけども、貸出枚数は261枚になります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

10番議員（小崎 進一君）

小崎です。

カラスよけネットの貸出しは、たしか2種類の貸出しを行っていると思いますが、どのサイズの要望が多いでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

カラスよけネットサイズは議員おっしゃるとおり2種類ございまして、1つが2m×2mのサイズのものになります。もう1つの方が、2m×3mのサイズの2種類となっております。2m×3mのサイズの希望が多くて、約8割以上がこのサイズのものとなっております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

10番議員（小崎 進一君）

小崎です。

地域によっては、山のようにごみが積み上げられている所もございます。ブロックで管理を進められている所はいいですが、なかなか難しい所もあると思います。ごみの集積場所を変えることは、周囲の皆さんの御理解はなかなか難しく、そうした中で、現在のごみ置き場をきれいに維持していくためにも、カラスよけネットを適正に覆い被せることにより、ごみの散乱を防ぐことができると思います。市民の一人ひとりの心がけも大切であると感じます。適切なカラスよけネットの利用について、更なる周知、啓発をお願いして、次の質問へお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、1の②の質問に対し、松村市民環境部次長兼生活環境課長、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

1の②の質問について、お答えさせていただきます。

可燃ごみの袋の厚さにつきましては、令和4年度以降、0.03mmから0.025mmに変更して軽量化を図っております。強度につきましては、遜色ないということになっております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

10番議員（小崎 進一君）

ごみ袋の軽量化により、どのぐらいの減量ができましたでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

ごみ袋の販売枚数から推測することになりますけれども、袋を薄くしたことにより、可燃ごみばかりではなくて、ごみ袋全体で約20トンが削減できたとなっております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）



小崎議員。

10番議員（小崎 進一君）

小崎です。

可燃ごみの袋に対して、黄色い色にしておくという必要性というのはあるのでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

可燃ごみに黄色の色を採用しておるといのは、カラスが苦手な色というふうに言われております。ごみを荒らすカラスよけの対策といたしまして色付けをしております。

また、ごみ袋の中身が認識しやすいように、また、ごみ袋回収時に中身により危険が及ぼさないというようなことで、他のごみと区別するためということで黄色い半透明の袋を採用しているのが現状でございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

10番議員（小崎 進一君）

小崎です。

不燃ごみの袋の方が強度があるように思うんですけども、こちら辺りどうなのでしょう。議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

不燃ごみは、重たいものやかさばるもの、割れたガラスだとか陶磁器などの燃えない不燃物を入れる袋になります。可燃ごみの袋と比べまして、裂けにくい素材を使用しております。このため、可燃ごみの袋より強いというふうに感じられるのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

10番議員（小崎 進一君）

それでは、可燃ごみ袋のどのような特徴がありますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

可燃ごみの袋は引っ張りに強く伸びにくい、薄くしても強度があるという袋で、手触りはシャキシャキしているというような素材の袋を可燃ごみに使用しております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

10番議員（小崎 進一君）

可燃ごみの袋は、市内での使用枚数は今現況どれぐらいでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

令和4年度の使用枚数になりますけども、可燃ごみは3種類ございまして、合計枚数は約368万枚になります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

10番議員（小崎 進一君）

この枚数は、令和3年度に比べて、増減はどのような感じになっておりますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

令和3年度の3種類の可燃ごみの使用枚数につきましては、合計で約350万枚になっております。令和3年度と比べまして、令和4年度の使用枚数は、約18万枚多くなっているというような状況でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

10番議員（小崎 進一君）

ごみ袋の使用が増えた要因については、何があるとお考えでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

清須市の世帯数が増えたということが、あるかと思えます。また、コロナで自粛しておりました生活活動等が少し戻ってきたことが、ごみ袋の使用枚数が増えた要因ではないかと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

10番議員（小崎 進一君）

市民活動が活発になると、ごみ袋の使用枚数も増えるということですね。

それでは、次の質問へお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、1の③の質問に対し、松村市民環境部次長兼生活環境課長、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

それでは、1の③の質問について、お答えさせていただきます。

広報紙、ホームページ、環境ガイドブック及びイベント等で周知をしております。

環境ガイドブックは、今年度新たに作成し、令和5年度に広報紙と併せて全戸配布をしております。また、清須市へ転入される方につきましてもお渡しをしております。

イベント等では、食育まつりにおけるごみ減量化等推進委員会のブースでのPR活動や環境出前講座における市内小学校4年生を対象としたPR活動を実施しております。引き続き市民に対しまして、適切なごみの排出方法の周知に取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

10番議員（小崎 進一君）

分別収集で民間業者の方との提携で、パソコン回収が無料ですが、実績等、無料の周知がまだまだではないでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

パソコンの無料回収につきましては、リネットジャパンリサイクル株式会社と提携をしております。令和4年度のパソコンの回収実績につきましては、清須市から285台のパソコンの回収リサイクルをしたと報告を受けております。

また、無料回収の啓発につきましては、市のホームページに掲載するほかに、今回新たに作成しましたガイドブックにも引き続き掲載をしており、周知を図っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

10番議員（小崎 進一君）

小崎です。

詳しい分別情報の二次元コードはガイドブックに記載されていますが、それ以外にも周知をされていますか。また、マナーが悪い集積所に二次元コードの利用をして、どんなごみに該当するか啓発していくことはできないでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

二次元コードにつきましては、これまでガイドブック等に掲載した以外につきましてはありませんでした。

地元自治会等の依頼により、ごみのマナー啓発の看板をラミネートで作成している所がございます。今後は、そこに二次元コードを明示させていただきまして、分別の周知を併せて、ごみの啓発活動看板を作成していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

10番議員（小崎 進一君）

清須市の黄色い可燃ごみ袋に事業系のごみが入っていると思われるごみ袋を見かけますが、ど

のような対応を今されてますでしょうか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

収集事業者より、明らかに事業系のごみが出されている場合は回収を行わず、市へ連絡を受けて、そのごみ袋の中身を確認しまして、排出者等が分かれば、その排出者に自らの責任で事業系ごみを適正に処理していただくように指導を行っております。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

10番議員（小崎 進一君）

昨年度は、どのぐらい事業者に指導を行いましたでしょうか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

確認をいたしまして、適正に処理をしていた事業者及び不適切に処理をしていた事業者を訪問させていただきまして、80件の事業所を指導しております。

以上でございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

10番議員（小崎 進一君）

適正なごみ処理について、ルールが守られていない事業者への指導を引き続きよろしく願いいたします。

せつかく袋に入れて出されているごみ袋が破られ、まちにごみが散乱したり、シールを貼られ、長期間、ごみが放置されますと、まち全体のイメージが悪くなります。市民の皆様にルールを理解、協力していただき、清須市がいつまでもきれいなまちでいられるためにも、これからも周知をよろしくお願いいたします。

以上で、質問を終わらせていただきます。

次、お願いいたします。

議 長（伊藤 嘉起君）

次に、2の①の質問に対し、村瀬土木課長、答弁。

土木課長（村瀬 巧君）

土木課、村瀬です。

2の①の質問について、お答えをします。

舗装修繕工事を7路線、約1千660メートル実施をいたしました。

以上です。

議 長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

10番議員（小崎 進一君）

以前も一般質問をさせていただきまして、早急に修繕の必要な距離は85キロあると伺っておりますが、どれぐらい修繕に年数はかかるのでしょうか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

土木課長（村瀬 巧君）

昨年度の実績を基にしますと、約50年程度かかると思われれます。

以上です。

議 長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

10番議員（小崎 進一君）

年度によって修繕の距離は多少前後しますが、時間の経過とともに修繕が必要な箇所も増えていきます。50年待つということはありません。早急ということも厳しいことは理解しておりますが、市民生活には道路は絶対的に必要なものです。現在、地域・ブロックから道路側溝修繕の要望はどれぐらいあり、何%解決し、積み残しのめどは立っていますか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

土木課長（村瀬 巧君）

昨年度、令和4年度の要望は全体で23件で、6割程度完了しております。以前からの難しい要望に対しましては、着手できないところもございます。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

10番議員（小崎 進一君）

地域の要望は、皆様で話し合っただけで地域の総意だと思います。地域の皆様も協力していただけるものだと思います。できる限りの努力をお願いいたします。

次、お願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、2の②の質問に対し、村瀬土木課長、答弁。

土木課長（村瀬 巧君）

2の②の質問について、お答えをいたします。

今のところ、市民からの御要望に2班体制で対応できていますので、対応を変更する必要はないと考えております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

10番議員（小崎 進一君）

市内の道路状況で、ようやくこの時期になると除草作業で所々がきれいになりますが、手つかずのところも多く見受けられます。また、職員の方々が、泥だらけになりながら作業されているところもたまに見かけられます。私は、今の体制が十分だとは思いませんが、清須市内の状況を把握して、これからもよろしくお願いいたします。

次、お願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、2の③の質問に対し、村瀬土木課長、答弁。

土木課長（村瀬 巧君）

2の③の質問について、お答えします。

道路に面した土地所有者が、自己の都合により、自動車乗り入れ口設置工事や道路走行の入れ替えを必要とする場合には、道路法第24条により道路管理者の承認が必要になり、工事費用等を負担して工事を行っていただいております。

自己都合により承認工事を行っているため、補助金導入については考えておりません。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

10番議員（小崎 進一君）

小崎です。

理解されていると思いますが、納得はされているとは思いません。質問の当初で申し上げましたが、市街化区域とは市街化を図る区域で、生活に支障のないよう改善されているものと思います。道路と側溝の関係について、側溝は道路の一部でしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

土木課長（村瀬 巧君）

側溝は、道路の一部になります。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

10番議員（小崎 進一君）

道路であれば、通行できるように蓋をするべきではないでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

土木課長（村瀬 巧君）

地域の要望で、水の流れや清掃等を理由に、蓋を設置していないところもございます。全てにおいて蓋を設置することは、困難であります。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

10番議員（小崎 進一君）

道路法の42条2項、4m以下の道路でセットバックして道路のようにになっているのに、側溝が道路の中途半端な所にあるところもあります。権利関係がいろいろあることは承知しておりま



すが、利用者には関係ありません。今後ますます新しい方が、住まわれると思います。そうした中で、今以上の努力が必要だと考えております。また、努力の方をよろしく願いいたします。

次、お願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、2の④の質問に対し、村瀬土木課長、答弁。

土木課長（村瀬 巧君）

2の④の質問について、お答えします。

国土交通省が令和5年3月に、持続可能なインフラメンテナンスの実現に向け、地方公共団体における包括的民間委託の導入促進を目的に、有識者のアドバイスを踏まえ、インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引きを作成しました。都市基盤インフラの老朽化が進展する中、限られた人員、予算の中で適切に維持管理するため、定期的な点検、診断を実施し、必要な補修、修繕等を行う予防保全への転換が求められています。

包括的民間委託の導入は、市町村にとって、発注業務等の効率化、職員の負担軽減が期待できます。事業者にとっては、包括化により一定規模の業務を一定期間にわたり安定して確保できることから、経営の安定化、新規投資や技術力向上が期待できるところです。

他自治体の取組事例では、東京都府中市、新潟県三条市で包括管理事業として実施しており、導入事例を調査研究してまいります。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

10番議員（小崎 進一君）

インフラの老朽化対策は、時間と費用が膨大にかかり、早急に対策と計画を行わなければなりません。時間とともに、こういったものはどんどん遅れていきます。インフラメンテナンスにおける包括的民間委託はまだ手探りの状態ではありますが、研究することによってヒントをつかむことができると思います。不足している人員と予算の中では大変だと思いますが、何とか前向きに研究をよろしく願いいたします。

次、お願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

最後に、2の⑤の質問に対し、村瀬土木課長、答弁。

土木課長（村瀬 巧君）

2の⑤の質問について、お答えをいたします。

道路整備については、市街化区域は市街化を図る区域で、市街化調整区域は市街化を抑制する区域ですので、市街化区域が優先されますが、維持管理という面では、どちらも適正に維持管理が必要です。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

小崎議員。

10番議員（小崎 進一君）

ありがとうございます。近隣の市町では、市街化調整区域であっても側溝に蓋がかかっており、安全に通行できる所もあります。どんどん改善されていますが、本市では、市街化区域であっても側溝に蓋がないところや細い道路の交差点で危険な所も多く存在します。計画的な改善を今後よろしく願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、小崎議員の質問を終わります。

次に、松岡議員の質問を受けます。

松岡議員。

< 5番議員（松岡 繁知君）登壇 >

5番議員（松岡 繁知君）

議席番号5番、清政会、松岡繁知でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

私からの質問は、インバウンド誘客の促進についてでございます。

昨年2022年10月の新型コロナウイルス感染症に関する水際対策緩和以降、海外からの旅行者は急速に戻っております。昨年9月時点で訪日外客数は、コロナ前の2019年の同月と比べ9.1%と、10分の1の水準に留まっておりますが、10月以降は急回復を続け、今年2023年7月の訪日外客数は、2019年同月比で77.6%と、今年は約8割まで回復してきております。

また、訪日外客数が当初の予想を上回りペースで回復していることに加えて、訪日外客数一人当たりの消費額も増加しております。観光庁の昨年2022年10月から12月期の訪日外国人

消費動向調査によりますと、同期の消費額、いわゆるインバウンド需要は5千952億円となり、これを同期の訪日外客数で割ると、一人当たりの消費額は21.2万円となり、これは、コロナ前の2019年での一人当たり消費額15.9万円を大きく上回っております。

観光庁は先般「新たな観光立国推進基本計画の素案」をまとめ、同基本計画はコロナ後の新たなインバウンド戦略を示すとしており、その中では、訪日外客の一人当たりの消費額をコロナ前よりも増加させる「高付加価値化」が目標の一つとして掲げられております。

素案では、2025年に訪日外客の一人当たりの消費額を2019年の15.9万円から20万円にまで高めることを目指すとあり、既に2022年10月から12月期の訪日外客の一人当たりの消費額は21.2万円と、目標を達成しておりますが、これを持続的に達成していくことが望まれております。

また、愛知県においても2014年12月に「あいち観光元年」宣言を発表し、製造業、モノづくりに加えて、観光を新たな戦略産業と位置付けており、具体的なプロジェクトに取り組んでいくことを明らかにしております。

「あいち観光戦略2021－2023」では、「魅力ある活力に満ちた地域社会の実現及び県民生活の向上」に向けて、観光関連産業の振興を図ることを目的として進められております。ここ愛知には、2022年に開業したジブリパークなどの世界的コンテンツや、三英傑をはじめとする多くの戦国武将を輩出した「武将のふるさと」という歴史的文化が多く存在しております。最近では「爆買い」などの大量消費ではなく、伝統文化や自然に触れる体験型の観光ニーズが高まっている中、愛知県への訪日外客数も上がってきております。

そして、本市においても、清須市第2次総合計画後期基本計画の中で想定されるリニア・インパクトの「④観光・交流」の中で、「リニア開通とともに、名古屋駅は、スーパーターミナルを標榜する広域観光・交流の玄関口となるほか、海外からのインバウンドも、より拡大する可能性がある。」と想定しており、この環境に対応していき、訪日外客から選ばれ、客数の増加、そして消費額の増加が、本市の発展につながっていくと感じております。

そこで、本市のインバウンド誘客への考え方、取組、今後の展開などの促進について御質問をさせていただきます。

- ①インバウンドは本市発展に寄与すると考えるが、どのように捉えているのか
- ②現在までの取組実績と評価
- ③観光施策全体としての今後の取組

上記のとおり質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

はじめに、①の質問に対し、梶浦産業課長、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

産業課、梶浦でございます。

①について、答弁をさせていただきます。

訪日外国人による消費につきましては、国全体の経済活動においても発展には不可欠なものとなっていますが、いわゆる消費マインドについては、コロナ禍以前とは異なっており、いわゆる爆買いだけではなく、体験型や地域限定、サブカルチャーなど多岐にわたっています。本市の観光素材は、中心となります清洲城周辺に城下町や飲食店がないなど、直接的効果は限定されますが、市内への誘客政策としましては、清洲城の魅力向上がまず必要と考えております。

現状、コロナ禍明けの観光需要回復や大河ドラマによる効果で、清洲城の入場者数は改善傾向にあります。その先を考えた場合、インバウンド需要掘り起こしは重要であり、課題と認識しております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

松岡議員。

5番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

先ほどの答弁の中で、清洲城来場者、入場者は改善傾向にあるということと、その中に国内の方も多く含まれておるといふふうに思いますけど、その中でもインバウンドで来られる方もいるのかなというのは感じますけど、国全体として訪日外国人が急激に戻りつつあるというこの環境の中で、一つとして、報道等で京都などの有名観光地ですか、そういうところでタクシー不足とか、ホテルの宿泊料が急激に上がったというオーバーツーリズムという言葉が今出てきておまして、そういう推移となっている中において、本市も今後インバウンド需要がどのように推移していくか、考えているかという部分で質問させていただきます。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

全国の統計になりますが、今年度に入り、コロナ禍以前の2019年対比においてになりますが、4月の33.4%のマイナスから下げ幅が縮小してきておりまして、7月には22.4%マイナスとなり、2019年対比で約8割まで持ち直してきています。このまま回復すれば、訪日外国人が最も多かった2019年の水準まで回復するのは遠くないと考えられますので、本市の方もインバウンドについては、期待が持てるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

松岡議員。

5番議員（松岡 繁知君）

答弁の中で、本市もコロナ禍明けの水準が回復するというふうに読んでいる、推移しているということでしたけど、環境的ですね、増加傾向と考える中、本市にもまたより多くの方が来ていただきたいと思えますし、そのような取組が今後とも必要ではないかと考えております。

本市に来ていただいた方に対して、インバウンドの方が来ていただくことに関して、今一番できるコンテンツというのは何かお考えはありますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

本市におきまして、コロナ禍以前はサービスを行っていましたが清洲城での甲冑試着体験はもちろんのこと、歴史ある清洲公園の信長像や濃姫像、日本を想像させる庭園が整備された清洲城自体が、コンテンツになるんじゃないかというふうには考えております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

松岡議員。

5番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

私はですね、清洲城を含めた日本の文化、歴史というのは、インバウンド需要にとっても効果的ではないかと感じております。

本市に寄っていただいて、清洲城の来場者の増加というのに加えて、あとは消費の部分で、お土産品の購入とか飲食などしていただいて、さらなる消費拡大も期待されておりますけど、そも

そもまず現在、どのような方が本市に来ていただきたいと考えるのか、また国や地域ですね、どういう方をターゲットに考えているかお伺いします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

個人や団体などの旅行形態について、また国の地域に限らず、お越しいただきたいとは考えておりますが、中部国際空港の国際線の就航路線に影響を受けることから、現行は東南アジアの旅行者が中心となり、その場合、まずバスで移動する団体客が大きなターゲットになると考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

松岡議員。

5番議員（松岡 繁知君）

今の答弁で東南アジアからが中心ということでしたけど、全国的に見ますと、やはり日本は韓国、台湾といった東アジアから来られる方が一番多いというふうに聞いております。

また、報道で、中国本土からの団体旅行が解禁となりました。中国線が就航する中部国際空港からの期待が、高まります。中国は経済が少し不況で少し心配される中でありますけど、コロナ禍以前、2019年は中国が一番来ていただいたという現状もありますし、中国人観光ということも注目するべきだと思いますけど、そちらのお考えはどうでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

福島第1原発のトリチウムの処理水の放出問題で日中の関係悪化が非常に懸念されますが、中国本土から近く、中間層の人気の高いということで、訪日客の増加が非常に期待できますし、中国からの観光客に対しても施策が必要と今は考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

松岡議員。

5番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

アフターコロナという環境下において、ぜひ中国、韓国も含めたアジア全土を視野に向けた取組をお願いいたします。

その中において、消費を含めた観光事業、先ほど答弁いただきました再度の掘り起こしを是非期待して、次の質問をお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、②の質問に対し、梶浦産業課長、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

②について、答弁をさせていただきます。

2020年より始まりましたコロナ禍以前は、地方創生推進交付金を活用しましたWi-Fiの環境整備や外国人向け清洲城の紹介動画、リーフレット作成などを積極的に行ってまいりました。また、そのタイミングに合わせて、インバウンド会社のセミナー参加や旅行社へのアプローチを行い、さらに、試着体験を素材に主にタイ人旅行者の定期的な送客をいただいております。旅行会社に対しまして、試着体験補助員を複数人配置するなどのサービス提供を行い、関係構築を図ってまいりました。その結果、昨年末からですが、少人数になりますが、この会社からインバウンド予約が戻りつつあります。

なお、コロナ禍以前の清洲城インバウンド入場者数の実績ですが、受付での推察になってしまっていますが、平成28年度から令和元年度までは、毎年2千人ほどの外国人来場者が、訪れておりました。この外国人旅行者数は、清洲城天主閣総入場者数における毎年2から3%にあたり、大きな数値とは認識しておらず、もう少し期待ができるんじゃないかということで考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

松岡議員。

5番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

清洲城の付近、愛知県で言えば名古屋城などのほかの城郭がどの程度、外国人が訪れているかという数値みたいなのはありますか。もしあれば、それをどのように評価し、本市に照らし合わせますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

なかなか他の城郭の数字がお聞きしても伺えなかったのですが、非公開の数値になりますが、名古屋城が平成30年度の実績で数を教えていただきましたので、その数につきましては、年間220万人の来場者のうちおよそ15%にあたる33万人が外国人だったという数値がありました。観光の県ではない愛知県において、まずは名古屋城に来場する好条件があるということを差し引いても、非常に多くの外国人が来ていたと感じております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

松岡議員。

5番議員（松岡 繁知君）

今の答弁で15%ということがありましたけど、先ほど清洲城は2から3%と、ちょっと開きがあるのは知名度とか規模感というのが差があると思いますけど、本市というのは名古屋駅からアクセスがいいという部分、そして、清洲城というのはコンパクトにまとまっているという利点もありますし、愛知県に来られた方が、時間がない中で最後にどこかないかなという需要に対して応えられるような場所ではないかと私は思いますし、そういうきっかけでPRしていただくことで、清須に来ていただける理由、きっかけになっていくと思いますので、是非、そういう部分でも積極的な取組をしていただきたいと思います。

もう1つ、先ほど甲冑体験や日本庭園、信長像が情報発信コンテンツと紹介していただきましたけど、本市において、食の部分でいうと土田かぼちゃや宮重大根、そして、観光協会が開発していただきましたご当地グルメ「からあげまぶし」などもありますし、民間でいえばキンビール名古屋工場など産業観光資源、そういったものもありますが、そういうものをインバウンド、外国人の方に情報発信をしていくべきだと思いますけど、そういう部分ではどのようにお考えでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

御質問いただきました清洲城の魅力につきましては、歴史だけではなく、非常にコンパクトでありながらいわゆるSNS映えする日本庭園があり、さらには手軽で本格的な甲冑試着体験がで



きるといった外国人旅行客の意見を伺ったことがありますので、名古屋城や犬山城など見学を要する城郭とは一線を画した、また、無料の駐車場と合わせてセールスポイントとしてアピールしていくことが必要かと考えております。

なお、キリンビール名古屋工場や産業観光といったもの、また、グルメを始めとします食の発信につきましては、コロナウイルス感染症蔓延で一旦取りやめております観光パンフレットの多言語化の再開を含めて、次年度に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

松岡議員。

5番議員（松岡 繁知君）

今のパンフレットの多言語化は、是非進めていただきたいと思いますし、もう一つ、国が目指している高付加価値化について質問なんですけど、今の答弁の中でも甲冑体験、信長像、あとは土田かぼちゃなどの伝統野菜ですね、そういった本市のコンテンツを新しい商品に変えて、国が目標としている高付加価値化というものに対して、何か取り組んでいくべきだと思いますけど、そういった部分は今お考えはございませんでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

まず、甲冑試着体験につきましては、コロナ禍以前において、条件なしで天主閣有料の入場者への付帯の無料サービスとしてうたっておりましたが、試着補助を行いますスタッフ確保が難しいことから、現状については、事前予約をいただいた団体客からの申込みについてのみ対応しております。こういったことで、少し逆に高付加価値ということで限定的にはしていきたいというふうに考えております。

また、土田かぼちゃと宮重大根につきましては、地元の伝統野菜としましての価値に加えてですね、愛知の伝統野菜に土田南瓜が追加認定されたことで、収穫時期や量に限りがありますが、青果卸販売業者にサンプル配布などをアプローチし、その価値をアピールしていきたいと考えております。

また、昨年から着手しています本市の文化財にもなり得ると考えております。信長像の3Dデータ取得によります小さな鋳造品の製品化につきましては、数量限定の非常に高価な商品になり

ますが、この秋の販売開始に向けて準備中でございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

松岡議員。

5番議員（松岡 繁知君）

いろいろ取組されておりますが、やはりこれも周知をどんどんどんどんしていくべきだと思いますので、是非よろしくをお願いします。

愛知県はレゴランドやジブリパークなど比較的新しい観光コンテンツが多い中、本市清洲城や美濃路街道は歴史を感じさせる遺産でもあり、特に清洲城は日本でも有名な清洲会議、そして清須越など歴史の転換期となった舞台とされております。この歴史の取組は、国内外問わず人気の体験型企画に変わっていくと思いますので、そちらのほうも是非取り組んでいただきたいと思います。

知っていただくための一つとして、映画やドラマの舞台、歴史番組の題材として広く取り扱われるようどんどん働きかけをしていくとともに、知ってもらうということを一番重点的に置いていただきたいと思います。

また、私自身があいちインバウンド協会の方とお会いしたときに、まず海外の方は、清須市というのはまだ全然認知されていないという現状を知りました。愛知県の中においても、清洲城を知っているけど来たことがないということはやはり受けましたので、どんどんアピールすることがまず必要ではないかと思います。

来ていただいて、体験していただいた評価としましては、清洲城というのは、海外からもすごく評価されるほどのものだということを言っていただきましたので、まず来ていただく、そのような取組をお願いいたします。

その一つとして思いましたのが、清洲城内が今、撮影禁止というふうになっておりまして、そのことに関して、これは清洲城が建ってからだと思うんですけど、今どのようにお考えで、改善する部分はありますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

展示品のあります天主閣の1階から3階につきましては、市民はじめ個人の方から借用してお

ります展示品や、また2階、3階になりますけども、俳優などの写真がありまして、著作権の関係で撮影禁止としております。しかしながら、最上階の天主については撮影ができる状態になっておりますので、展示品の変更については非常に難しい問題がありますので、天主での撮影が可能な旨、表示を確認しまして、分かりにくいということであれば変更してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

松岡議員。

5番議員（松岡 繁知君）

おっしゃるとおり天主閣には和太鼓があつて、あれも一つの体験型の企画としてすごくいいものだと思いますが、やはりそこで写真を撮るということをちゅうちょされてる方も多くみえたので、分かりやすい表記をしていただければと思いますし、また、情報の発信として清洲城中を個人の方に周知していただける、SNSで上げていただけるような取組を今後期待しますので、是非よろしく願いいたします。

次の質問お願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

最後に、③の質問に対し、梶浦産業課長、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

③について、答弁をさせていただきます。

議員の質問要旨にもありました2027年度開通予定のリニア新幹線の開業において、名古屋駅がこの地方の中心ターミナルとなるということは間違いないと考えております。また、ジブリパークなど国内外問わず、多くの集客が期待されますコンテンツやアジア大会など世界的イベントの開催、愛知県では不足しております三つ星ホテルの開業など、外国人旅行客の集客には、ますます期待が高まると思っております。

ただし、本市は観光を生業としている事業者はほとんどない、商工業と住宅が混在します地域であることも現実的にあります。新たな観光資源の開発や発見は非常に困難な状況でございます。そのことから、既存の清洲城や清洲公園など、資源を磨き上げることが必要と考えております。

具体的には、以前、議員からも質問や提言をいただいております信長公がまつられています小さな小社がある古城跡公園の有効活用について、本議会補正予算で審議いただく清洲公園駐車場

増設のタイミングに合わせ、立ち寄り散策や見学をしていただける公園となるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

松岡議員。

5番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

私が以前質問させていただきました滞在時間を延ばすために、あまり観光客が知らない、立ち寄らない古城跡公園の現状を指摘させていただきました。

また、JR反対側の清洲公園も含め、なかなか分かりにくいというふうにされておりますので、是非分かりやすい周遊ルートを確立し、より多くの方が古城跡公園、清洲公園、清洲城の3施設を巡ることで清洲城付近の滞在時間が延びることも期待されますので、是非よろしく願います。ふるさとのやかたもその中心にありますので、そちらで休憩や買い物をしていくことが消費にもつながっていくと思っております。

現在、特にインバウンドに向けた外国語表記、看板、説明案内というのが少ないかなというふうに感じておりますので、是非そういった取組、増設を期待しております。

先ほど駐車場が増設するということ、そのタイミングで進めていくというふうに言っておりますけど、どのような計画、どのような想定をされておりますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

まず、外国語表記につきましては、現状、天主閣の入場料などのほんの一部の案内表記にとどまっているのが現状でございます。インバウンド需要の回復を見ながらになります。駐車場や散策ルートなどでの増設については、検討すべきじゃないかというふうに考えております。

また、どのような計画になるかという御質問についてですが、本市の歴史的観光資源でもあります織田信長公の銅像について、清洲城や清洲公園駐車場から分かりづらいという立地の御意見があります。そのため、増設予定の駐車場整備の際に、駐車場利用者はもちろんのこと新幹線や東海道線からも見えるような大きな看板を検討してまいりたいというふうに考えております。

また、古城跡公園を含め信長像や濃姫像を含めて小さな周遊コースとして確立し、誘客企画や

新たな施設整備を検討してまいりたいと今考えているところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

松岡議員。

5番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。

今の答弁の中で、小さな周遊コースを確立していきたいということでしたけど、是非お願いいたします。

今の駐車場の場所が新しくできるんですけど、既存の今の清洲公園の駐車場から清洲城に行かれる観光客が一番多いと思うんですけど、今の現状からすると、清洲公園の駐車場に車を止めてから清洲城に行くときに一番通る道が甲冑工房の隣の階段、ふるさとのやかた沿いにある階段を上って、大手橋を渡って清洲城に行く方が一番多いんですけど、一番の理想は、今の看板があります古城跡公園の中を通ってから清洲城に向かうことが一番理想ではないかと思ひまして、そこから見える清洲城と階段を上ってから清洲城が見える感動ですね、それが大きく違うということもインバウンド協会の方から言っていただきました。そのような周遊コースを是非確立していただきたいと思っております。

もう一つ、観光の要素としては、食の充実という部分で取り組んでいただきたいと思っておりますけど、なかなか清洲城周辺というのは、飲食の店舗を出すというのは難しい状況ではあると思ひますが、飲食に関しては、今後どのように取り組んでいくというお考えでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

清洲城周辺のいわゆる城下町としての整備ができない現状におきましては、食の充実への取組について、土産や特産品などの開発、イベント開催時のキッチンカーなどの臨時的出店に向けての環境整備が必要と考えております。

まず、特産品としての食については、現在、市観光協会の商品でございますC o C o 壺番さんの監修の2種類のカレーが代表になりますが、現在3品目の開発に向けて関係企業と調整中であり、来年の春、販売に向けて開発を今、鋭意進めているところでございます。

また、キッチンカーなどの出店については、イルミネーションをはじめ様々なイベントを通じ

て多くの業者と関係構築を行っておりますが、施設についても、電源利用など課題もあるため、適正な出店の在り方を含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

松岡議員。

5番議員（松岡 繁知君）

キッチンカーの取組、大変期待しております。市内にもキッチンカーを所有した企業とかも多  
くありますので、是非官民一体となった取組を期待しております。

歴史や自然、食文化やサブカルチャーなど、あらゆるコンテンツをきっかけとするインバウン  
ド需要は、今後さらなる期待が高まっていることは間違いありません。そして、その期待に本市  
が応えられるポテンシャルがあると私は思っております。また、愛知県においてもジブリパーク、  
アジア大会、そしてリニア開業など、外国人旅行客が来ていただけるような好機がどんどん  
進んでまいります。この好機を逃さず、インバウンドを中心とした国内外から観光客が訪れ  
ることを期待しております。

最後に、インバウンド誘客の推進、そして今後の本市の観光事業について情報収集に多くの時  
間を使っていただいております石田部長に最後思いを伝えていただきたいと思います。是非よろ  
しくをお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

石田市民環境部長。

市民環境部長（石田 隆君）

市民環境部長の石田です。

先ほど議員のお話、それから課長の答弁にもありましたように、少し重複するかも分かりませ  
んが、一言答弁させていただきたいというふうに思っております。

まず、清洲城の入場者数につきましては、令和3年度、2021年度において4万8千22人、  
令和4年度、2022年度においては7万6千747人でありまして、令和4年度は令和3年度  
より1.6倍増というふうになっております。コロナ禍以前の水準まで戻りつつあるというふう  
に認識しております。

これにつきましては、単にコロナ禍の収束だけではなく、少なからず「ひと・まち・しごと

創生総合戦略」による観光産業プロジェクトによる投資効果、そして、大河ドラマの放映、こういった要因も一つあるというふうに考えております。

それから、インバウンド需要の現状としましては、議員からもお話がありましたように、今年の7月の訪日外国人数は、コロナ禍以前の2019年、同じ7月と比べてマイナス22.4%、つまり議員がおっしゃったように、約8割まで回復してきたという現状があるかと思えます。しかしながら、清洲城に訪れる外国人観光客につきましては、コロナ禍前においてもほぼ2千人ということで、入場者の増減に比例する傾向にはありませんでした。しかしながら、最初の答弁で課長が申したように、これから先を見据えますと、当然のことながらインバウンド需要の掘り起こしは重要であり、課題というふうに認識しております。

世界的ニュースの情報誌タイムというものがございます。今年3月に発表した世界の最も素晴らしい場所50選というのがございまして、日本では、京都と並んで愛知の2都市が入りました。普通ならば北海道とか、それから、東京、こういった都市が入るということが、普通、自然に考えれば入るような感じはしますが、愛知が入ったという理由として、これまでもお話があったように、今の旅行で求められるというのは、地域ならではのストーリーであったり、それから、人との交流をじっくり楽しむことが重きに置かれておるということで、愛知には、そういった楽しみ方ができる場所、物、事、これが多くあるようでございます。

具体的なものも書いてありました。ジブリパークももちろんそうですが、個性的伝統文化を感じるホテル、これも具体名が書いてありました。それから、知多蒸留所、ウイスキーですね、また、名古屋めしなどが挙げられるそうです。今や世界的な観光都市として愛知県が注目されており、当然、愛知県の中心都市、交通拠点の共通拠点であります名古屋には、多くの外国人の方が今いらっしゃるということでございます。

名古屋に近い清須市というのは、基本的には大変申し分のない所にありまして、あとは清須市に来たくなる、これまで以上の動機付け、こういったものが必要になるかというふうに思っています。そういう意味では、武将観光の目玉であります清洲城での甲冑試着体験、日本の伝統文化である雛飾りとか、そういったものをやっております。清洲城そのものを美しく見ってもらうプロジェクトマップ、それから清洲城だけではなく、あいち朝日遺跡ミュージアムの体験学習、ビール工場見学、また尾張西枇杷島まつりでの山車に触れてもらうなど、これまで培ってきたものを継続し行っていくことが、まずは大事だというふうに感じております。

そして大事なのは、外国人への情報発信をはじめとするプロモーション活動のさらなる展開、

他言語に対応したサービスなどの環境整備、食に対する取組、先ほど答弁がございましたとおりでございますが、そういったものが必要不可欠になるというふうに思っております。

そして、さらに先の2027年のリニア開業におきましては、私の考えではなくて、総合計画に載っておりますが、先ほども話がありますが、当然、中部国際空港セントレアの接続性の向上が期待されるということで、愛知により多くの外国人が来られるということで、インバウンド需要もさらに拡大する可能性があり、これまで以上の取組が求められるというふうに考えております。

リニア開業では、愛知県に来られる、インバウンドっていうことも申したんですが、国内観光客、そういった方も非常に多くなるというふうに予想されてるわけでございます。日帰り観光客では、特にショートトリップというものがございまして、特に期待できるのが、首都圏から名古屋等へ出張されるビジネスマン、こういった方が清須市に来ていただくのが一つの鍵になるんじゃないかと。つまりは、午前中にお仕事をして昼から40分で東京に帰れるということで、午後どこに行こうかということで、近い清須というのは、非常に需要があるんじゃないかというふうに期待されるわけでございます。

現状、そして、将来ということで、こうした愛知への観光需要増加をもたらす要因がたくさんある中、これまで培ってきたイベント、お祭り、こういった継続、それから今年度から産業観光プロジェクトを延長します。こういった新たな取組を進め、清洲城の入場者数の増加、あるいは清洲城周辺のにぎわいを高めていけるよう努力していかなければならないというふうに考えております。

最後になりますが、リニア開業時においては、大変恐縮なんですが、私もその時はおりませんので、リニア開業時における観光に対する取組をしっかりと考え、実施してもらえるよう、後任である職員にしっかりと引き継いでいくことが必要であり、私の大事な役目であるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

松岡議員。

5番議員（松岡 繁知君）

ありがとうございます。その熱い思いをしっかりと後世に継承していただいて取り組んでいただきたいと思いますので、是非よろしくお願いします。



以上で終わります。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、松岡議員の質問を終わります。

ここで、10時55分まで休憩といたします。

（ 時に午前10時38分 休憩 ）

（ 時に午前10時55分 再開 ）

議長（伊藤 嘉起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、加藤議員の質問を受けます。

加藤議員。

< 15番議員（加藤 光則君）登壇 >

15番議員（加藤 光則君）

議席番号15番、日本共産党、加藤光則です。私は、2つの事項で質問させていただきます。

一つ目は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化についてであります。

二つ目は、化製場における公害問題についてであります。

まず、マイナンバーカードと健康保険証の一体化についてであります。

政府は、来年秋にマイナンバーカードと健康保険証を一体化させるとしていますが、この間、報道されているようにトラブルが続出し、マイナンバーカードに対する不安は高まっています。共同通信社が7月に全国の市区町村長に実施したアンケートを見ると、4割強が延期を求めています。

こうした現状を踏まえ、以下お伺いいたします。

- ①本市のマイナンバーカードの交付枚数とマイナ保険証の利用登録数
- ②本市のマイナ保険証受診の現状と、この間のトラブル報告があるのか。
- ③マイナ保険証を持たない人全員に対し、申請がなくても「資格確認書」を交付するとしていますが、どのように対応するのか。
- ④マイナンバーカードと健康保険証の一体化は、国民の医療を受ける権利を損なうものであり、マイナンバーカードの「義務化」は、プライバシー権、自己決定権を侵害するものではないか。

以上であります。

2つ目、化製場における公害問題について。

化製場における公害は、今日もなお続いており、周辺住民の健康を保護し、良好な生活環境を保全するためには、各種の公害関係法令等の規制に係る一律の公害対策に加えて、地域の実情に応じたきめ細かい公害対策を進めていくことが求められます。そこで、この問題については、あま市、清須市、そして、愛知県の関係機関で連絡会議を開催し、情報共有しながら問題解決に向け取組を進められているとのことを踏まえ、以下お伺いします。

- ①苦情相談件数（悪臭・カラス）及びモニタリング調査と臭気測定の結果
- ②本市の苦情相談における対応は、どのように行なわれているのか。
- ③連絡会議において、解決策についてどのような話し合いが進められているのか。
- ④解決に至らない要因は何か、また、コンプライアンスにどのような課題があるのか。

以上、質問します。お答えをよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤 嘉起君）

はじめに、1の①の質問に対し、最初に藏城市民課長、続いて浅野保険年金課長、答弁。

市民課長（藏城 浩司君）

市民課、藏城です。

1の①について、お答えいたします。

7月時点において、マイナンバーカードの交付枚数は5万2千799枚です。

以上です。

保険年金課長（浅野 英樹君）

保険年金課長、浅野でございます。

マイナ保険証の利用登録者数について、7月時点におきまして、後期高齢者医療では4千376人、国民健康保険では6千135人でございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

後期と国民健康保険、今お答えいただきました。そうすると、全体の国保加入者、後期加入者合わせて何%ぐらいになるのかということをお聞きします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

後期高齢者医療では48.35%、国民健康保険では52.75%でございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

2024年秋に現在の保険証の廃止を目指す、こう言われているわけであります。カードの取得自体は任意のはずなのに、保険証が廃止されれば、取得の必要性が高まる、まさに高めようとしているわけであります。国民の利便性の向上というのであれば、国民健康保険証を残したままで、マイナンバーカードも使えるようにすればいいものを何故一体化するのかであります。

全国で今、様々なトラブルが、マスコミ報道で報道されているわけであります。冒頭申し上げましたように、7月に共同通信社による市区町村へのアンケートでは、4割を超えるところが、延期を求めているわけであります。本市として法改定の動き、どう受け止めているのか伺います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

保険年金課です。

共同通信社のアンケートでございますが、清須市としましては、国の定めるスケジュール等、粛々と進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

国の求めるスケジュールに粛々と進めていくというアンケート回答を出したということを受け止めさせていただきますが、一方で、同じ時期、7月にNHKの世論調査でも「廃止を延期すべき」というのが36%、「廃止の方針を撤回すべき」が35%であります。国民、市民が不安を抱いていることについては、どういうふうに、今、担当課としてお考えでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

保険年金課、浅野でございます。

その件につきましては、国が検討していただけたらと思っておりますので、国の方で検討されるべきものと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

国が検討したことについて従っていくというか、それを見てやっていくということの御答弁であります。しかし、国の方はいろいろこの間、言ってきておるわけですが、いろいろトラブルが起きるのは現場なんですよね。現場の皆さんが、非常にいろいろ困っているわけでありまして。そういうことの確認の意味で、まず、2番目の御回答をいただきたいと思っております。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、1の②の質問に対し、浅野保険年金課長、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

保険年金課、浅野でございます。

②について、お答えさせていただきます。

現在、本市に報告のあったトラブルは1件で、以前にマイナンバーを変更された方が、従前の番号に保険証情報がひも付けされていたため、オンライン確認ができなかった事案がありました。現在は解消されております。

なお、国民健康保険、後期高齢者医療において、被保険者情報が、他人にひも付いている案件はありません。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

1件、変更で情報のミスだということで、今、御回答いただいたわけですが、先ほど後

期が48.35%、国民健康保険の人が52.75%、マイナ保険証の登録をされとるということであります。この登録されておる人が実際に本市で利用されたというのは、当局でつかめるわけですか。実際の利用については、どういうふうにつかんでみえるのかお聞きしたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

保険年金課、浅野でございます。

医療機関からのトラブル報告は、本市の保険年金課のほうに上がっておりません。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

トラブル報告は上がっていないということは、分かりました。実際に、このマイナ保険証を持っている人が医療機関で紙の保険証じゃなくて電子の保険証を使ってみえる利用状況というのは、つかんでみえるのかという質問なんです。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

私どもの職員等で医療機関にかかった人に少しお話を伺ったところ、医療機関でマイナ保険証でトラブっているところを見たことがないという答えでした。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

課長の周りの方に聞いて、そういう状況だということで、全体の利用状況は、資料としてはつかんでいないという答えだというふうに私は認識しました。

主なトラブル見てみると、医療機関で患者の情報が正しく表示されないとか、別人の情報が表示された、本人と他人の情報が同時に表示されたなどなどいろいろ聞くわけでありまして。また、問題なのは、マイナ保険証を持参したのに、システムに反映されずに、無保険の扱いとなつて

10割負担を請求された事例も全国であるわけであります。しかし、こういうことが現実にもし清須の市民の方で起きたときは、清須の国保の被保険者であれば、保険年金課に連絡すれば、トラブルというのはある程度回避されるんですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

そういったトラブルがございましたら、保険年金課の方へ連絡していただければ、その原因等を突き止めて、解決に当たりたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

分かりました。

トラブルがあったら、すぐ保険年金課のほうへ連絡すればいいということで私は認識します。

現に、保険医協会とか保険医会で医療機関への実態調査、第2回目であります。全国的に実施されておいて、愛知県の清須市の医療機関からも、保険証が変わっていないのに、パソコン上には資格なしと出ることが多くて困るという声があるわけであります。

また、清須市民も通院するであろう近隣の病院では、顔認証が何度やってもできずに、それでいて暗証番号を覚えていないという患者さんが何人もいた、こういうことも今、報告されているわけです。こういうことが現に起きていることに対して、先ほど課長が、そういう情報は持ち合わせてないということでありましたが、現実に起きているわけでありますが、このことについて、もしトラブルがあったら、先ほど言われたように、保険年金課へ連絡すればいいという認識で私はおるわけです。その辺、市民の方々が非常に不安なんですけども、そういうことに対して、どうしてみえるのか再度質問します。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

国民健康保険の被保険者の方につきましては、私どもで大丈夫です。

後期高齢者医療につきましても広域連合が通常調べるんですけども、私どもの方へ言っていた

できれば、広域連合を通じて解決を図りたいと思っております。

社会保険につきましては、各々入ってみえる社会保険の協会の方へ連絡していただければいいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

その辺が非常に現場のところでは起きているということをしっかり認識しておいていただきたいわけでありますが、清須市も1件の情報ミスの変更があったということを冒頭言われましたけれども、政府の方から登録データの総点検として、7月までにオンライン資格確認結果と被保険者の負担割合が相違する事象が生じていないか確認調査対応を図るとしておったわけですけれども、7月までに本市は完了したのかどうなのかということをお聞きしたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

保険年金課、浅野でございます。

国民健康保険につきましては、全て確認をさせていただきまして、被保険者の番号と被保険者情報が紐づいていることを確認しております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

これは、確認してオーケーだということで回答いただいたと思います。

3番目のお答えをいただきたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、1の③の質問に対し、浅野保険年金課長、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

③について、お答えさせていただきます。

令和6年度の定期更新では、令和7年秋までの有効期限の保険証を送付します。有効期限満了

までにマイナ保険証未登録者には、プッシュ型で資格確認書を送付する予定でございます。国民健康保険税を納めているのに保険証がないという事態にならないよう進めてまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

一つ一つ個別に聞いていきたいわけですが、改正法において、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方については、資格確認書により被保険者資格を確認するということが新たに創設されて、今ご答弁いただいたわけですが、国民皆保険制度の下で、国、保険者は、被保険者全員への交付が義務づけられているわけでありまして。そして、保険証を被保険者に届けることは、国や保険者の責務であります。しかし、これを今回の一体化によって変えようとしているわけですが、本市のこの資格確認証発行の考えと、それから、今言われた交付対象者と人数を改めて伺いたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

保険年金課、浅野でございます。

まず、マイナ保険証に登録されている方につきましては、基本的には送らないです。マイナ保険証をお持ちでない方につきましては全員に送る予定でございます。

その数としましては、先ほど52.75%が持ってみえるということだったので、残りの48%ぐらいの方に資格確認書のほうを郵送させていただく予定でございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

持っていない人に送るということでありまして、一つはですね、保険証を被保険者に届けるということは、国や保険者の責務でありまして、プッシュ型ということ先ほど言われたんですが、国民皆保険制度の下で、このことによってえらく後退すると思うわけでありまして。今、様々なトラブルで不安がつらくなって、一つお聞きしますけれども、自主返納される方もみえる



わけですけれども、返納だけでは窓口で返すだけで済むわけですけれども、しかし、自主返納された方のひも付け情報は、窓口で返すだけでは残っている、こういうことであります。マイナ保険証の失効手続までしないといけないわけですけれども、そうすると、カードのひも付け情報だけでは把握できないわけですが、こういう方々に対しては、どう対応していくのか伺いたと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

マイナ保険証のひも付けをされていることを解除されたいという方につきましては、今後、国のほうでシステムを開発するというふうに聞いております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

システム開発云々じゃなくして、マイナポータルから進めば個人で解除できるそうなんですけれども、分かりやすいものを国のほうはやられるかもしれませんが、そういう方々もマイナカードを持ってあって、しかし、当局が持つておると判断されておっても、ひも付け情報から判断しておったら、実際にはその人は返納してる場合があるんですよね。さっき、プッシュ型で送ると言ったんですけれども、そういうところには送られないということが生まれてくるものだから、そういう人たちの対応ということについて、どう考えとるのかということをお聞きしたいわけなんです。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

基本的には、マイナ保険証を返された方につきましても、保険証が手元になくならないように資格確認書を送らせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

その辺の情報をつかむということが非常に困難になってくる一つの事例を申し上げたんですけれども、担当としては、本当に複雑で大変なことになると思うんですよね。

それで、資格確認書は、マイナンバーカードを持たない人は1年ごとに申請が必要で、持っている人でも5年ごとに申請が必要となることでありますけれども、保険者が必要と認める場合には、職権による交付も可能ということで、有効期限が来る前に更新の案内を送信することも考えているとのことでありますが、政府がそう言っとるんですが、今の時点では、本市はどういうふうに考えられているのか伺います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

現状の保険証の有効期限が2年ございますので、その2年の期間、資格確認書を送らせていただくというふうに考えてます。

ただ、国のほうがまだ具体的にどのような期間でということも示されておられませんので、今後、国の情報を注視しながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

マイナンバーカードを持たない人は1年ごとで、持っている人は資格確認書5年ということで、今、言われたのは、国の動向を見て考えていきたいという御答弁だったんですけれども、本市の場合は、保険証は2年ということであります。そうすると、先ほど一番最初に言われた来年の秋までということでありましたが、私も改めて自分の保険証を見たんですけれども、現在の国民健康保険証見たときに令和6年8月31日となっていたわけなんですけれども、次の更新時はどう対応していくのか、秋前なんですけれども、どう考えているのか伺います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

令和6年度に送らせていただきます保険証につきましては、施行日がまだ決まっておりませ

んが、最長でも令和7年12月7日になるのではないかなというふうに、こちらとしては準備しております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

それからですね、マイナ保険証の保有者が新たな資格取得時や負担割合が変更になったときには、資格情報のお知らせについても、どのような交付手順で行っていくのか伺いたと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

資格情報のお知らせにつきましても、通常の保険割合が変わるまでの期間で空きがないように送らせていただこうと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

後からまた言いますけれども、自治体にとっては、今の作業に加えてある意味いろんな負担が出てくるんですね。これは非常に大変な作業になってくると思います。これをヒューマンエラーだということで、その言葉で済まされんことが起きんようにきちっとやっていただきたいわけですけれども、資格確認書の記載事項には、必須記載事項と任意記載事項に区分する、こう国のほうでも検討をされているわけですけれども、保険者の判断で、記載事項を選択した上で本人の希望に基づき記載事項を追加可能としている、こういうことが言われていますが、本市の場合、今の時点でどう考えられているのか伺います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

記載事項につきましては、愛知県と近隣市町村と、また確認しまして、その辺は足並みそろえて進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

それで今のところ考えておるということではありますが、もう一つ伺います。限度額の認定証と限度額適用標準負担額認定証、さらには特例疾病の療養受領証については、引き続き本人からの申請に基づき交付することを可能とするということをおっしゃるわけですが、これは資格認定書とは別で、今までどおり本市の場合は発行するという考えで認識してよろしいですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

議員がおっしゃるとおり、限度額認定証等につきましては、申請に基づき発行させていただく所存でございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

政府の方はですね、先ほども申しましたけれども、これまでのトラブル等について、システムの仕様やマニュアルに沿った事務処理が行われていないため、こんなこと言ってるわけでありませう。まさにヒューマンエラーだとしていますが、担当課として、この業務負担が今後かなりいろいろかかってくると思うわけですが、これからも含めて今の人数でこなせるのか、その辺伺っておきます。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

人員につきましては、市全体のことでございますので、現状の保険年金課の職員一丸となって頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

次の答弁をお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、1の④の質問に対し、浅野保険年金課長、答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

保険年金課、浅野でございます。

③でお答えをしましたとおり、未登録者につきましてはプッシュ型で資格確認書を送付しますので、医療を受ける権利を損なうものではないと考えております。

プライバシー権、自己決定権を侵害するものではないかにつきましては、マイナンバーカードは法により任意取得の原則を定めており、強制されるものではなく、マイナンバーの運用等について必要な対策などは、国で判断されるべきものと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

この辺で押さえておきたいものですから、市長にお伺いさせていただきたいんですけど、今、課長から言われたんですけども、押さえておきたいことは国の方でも言われておりますが、全面的な廃止は国民の不安を払拭するための措置が完了することが大前提だと、こう言われているわけであります。市民の理解が得られるために、本市として大事に考えていることがあったら、市長の方から答弁いただきたい。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

永田市長。

市長（永田 純夫君）

それは資格確認書のことですか。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

マイナ保険証に移行する来年の秋にということ。

議長（伊藤 嘉起君）

永田市長。

市長（永田 純夫君）

今の状況は、本当に私も困ったもんだなと思ってますよ。世論調査でも分かるように、国民の皆さん、市民の皆さんが不安に思ってみえることは数字が表しておりますので、ただ、一面では、ひも付けで人的なミスがあったということで、不安に思ってみえるんだということでもありますけども、そこは今、国も私ども市町村も、それから保険証でいえば保険者が見直しといたしますか、チェックを一生懸命やっておるところでありまして、それをしっかりやって国民、市民の皆さんの不安を取り除いていくことが、一番大事だというふうに思ってます。

いろんな仕事が増えることは事実なんですけども、さっき担当からもお答えしましたように、これは議員もいろいろ言われましたけども、法律で決まるとる話なものですから、私どもが法律と違ったことをやるわけにはいかんものですから、法律で決まったことについて、しっかりとミスのないように進めてですね、それで市民の皆さんの不安の解消に努めていくしかないというふうに思ってます。

とにかく市民の皆さんに不安に思われんように、国も自治体も一生懸命やっていくことになるんですけども、そういう方向で進まざるを得ないというふうに思ってます。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

一つは、冒頭申し上げましたアンケートの結果でも、4割強の市区町村のトップの方が「延期すべき」という声を上げてみえるわけでありまして。声を上げていくということも非常に私は、今の時点でいろいろトラブルがあった時点では大事なことだということを申し上げておきます。

それから、最後に、厚生労働省の話では、保険証と資格確認書の違いは、全国民に発行しないということしかない。資格確認書は保険証と変わらない、こう話されていることでもあります。

取得は任意であるのに、保険証は廃止してマイナンバーカードに一体化することは、マイナンバーカードの取得を事実上、強制することになるのではないかということでもあります。まさしく憲法13条に基づく自己情報コントロール権の下、マイナンバーカードに情報が集約されるのを

拒否する自由の侵害に当たるということを指摘して、私の1問目の質問を終わりたいと思います。

二つ目の御回答をお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、2の①の質問に対し、松村市民環境部次長兼生活環境課長、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

生活環境課の松村です。

2の①の質問について、お答えさせていただきます。

市民からの苦情や通報の連絡件数につきましては、令和4年度に80件の苦情が寄せられております。また、令和4年度の臭気測定につきましては、同年6月から令和5年3月までに6回の臭気測定を実施いたしました。結果につきましては、清須市の基準値12に対しまして、6回の周期測定について全て基準値を超えておりました。このうち6月24日の測定結果が、一番高い17という結果になっております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

昨年は苦情が80件、6回行ったということであります。その6回の測定値を教えてくださいたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

6回のうち、まず1回目が6月24日に行いまして、これが先ほど説明した17になります。2回目が7月20日で14、3回目が7月27日で16、4回目が8月31日で16、5回目が3月14日で13、6回目が3月15日の13という結果になっております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

こういう結果が出ておるわけであります。市民の皆さんから通報や苦情があった場合、周辺を

巡回して、強い臭気が滞留している状況が確認できた場合においては、委託業者を緊急招集して、緊急臭気測定を実施する、こういうことでこの間、実施が行われたわけでありましたが、苦情が80回あるわけですけれども、臭気測定が6回しか行われていなかった。6回とも基準値をオーバーしとった。これをどう考えたらいいのか。この6日間に集中しとったわけですか。その辺はどうでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

苦情につきましては、前日だとか、その前にあったというお話の苦情があったりだとか、当日もあったとしても、夕方遅くというような、例えば午前中に苦情があったということで、時間的にどうしても測定をしようと思うと、業者を呼びまして、そこから準備をしようと思うと、ある程度時間の余裕がないとできないということで、お昼過ぎ、直近ぐらいで午前中苦情があったという場合には測定をしているというような状況で、苦情件数と測定件数に差があるというような状況でございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

非常に苦情が多いわけでありまして。委託料の不用額を見ると、令和2年、令和3年、令和4年と結構あるわけですね。本当にこれを使う必要がなくなった不用額なのかと言いたいわけですが、データの積み重ねが必要で、大切な予算であるわけでありまして。今言われた様々な条件もあるわけですが、一つはですね、夕方以降に臭うのも非常に多いわけでありまして。3時、4時までには連絡してお願いするということは、なかなかできない状況もあるわけです。これだけ不用額があるなら、臭いの測定とともに状況の監視をしていくということが必要だと思うんです。モニタリングも重要であります。さらに当局も、臭いセンサーの簡易測定器なども利用して、データの収集に役立てていく、こういうことも私は必要だと思いますので、これは一つ検討していただきたいと思います。

それから、過去の答弁では、原因をはっきりさせる生きたデータの必要性を言われてきたわけでありまして。通報、苦情による迅速な現地確認、緊急臭気測定による記録データの収集が大事で



あって、誠心誠意、迅速な対応で問題解決に導いていくんだと言われたわけでありますので、この辺のところをしっかりと取り組んでいただくということをお願いしておきたいと思います。

時間がありませんので、二つ目の答弁をいただきたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、2の②の質問に対し、松村市民環境部次長兼生活環境課長、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

②の質問にお答えします。

市民からの苦情や通報を受けた場合には、議員、先ほど言われたとおり、迅速に現地を巡回させていただきまして、臭気の度合いを確認しております。

また、強い臭気が滞留していることが確認できましたら、委託業者を招集いたしまして、緊急的に臭気の測定を行っております。

また同時に、悪臭防止法の指導権限がありますあま市の環境衛生課に連絡をいたしまして、あま市の職員と同行いたしまして、化製場を訪問し、作業状況の把握と臭気抑制の指導をして、お願いをしているというような状況でございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

この問題は、市民の人たちの目線に立って、まず、やり場のない市民の人たちの思いをきちっと受け止めて、まずは、第一に職員の皆さんも駆けつけて対応していただくということが非常に大事な問題だと思っております。

それで、昨日も日曜日ではありますが、夕方、南風が吹くと、新清洲地域に悪臭が漂って、特に住宅と住宅の間に悪臭が滞留するわけでありまして。窓を開けたら家の中に悪臭が立ち込めて、なかなか臭気が抜けない、なくならない、気分が悪くなるわけでありまして。こうした現状が、日々起きているわけでありまして。

地方分権だと言って、住民に身近な行政が、できる限り住民の身近な地方公共団体である市町村が担任することができるようにと、権限移譲がされているわけですけれども、規制行政としての機能が発揮されずに、守らなければならないものがどこかへ行ってしまっている、立ち位置によってこの問題、課題、向き合い方が違うということになっているのではないかという気がする

わけであります。清須市として、市民の健康な生活環境を守るという立場に立って、苦情の解決が目的であるということを常に念頭に置いて取り組んでいただきたいということを申し述べておきます。

3番目、お答えいただきます。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、2の③の質問に対し、松村市民環境部次長兼生活環境課長、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

2の③の質問について、お答えさせていただきます。

化製場、あま市、清須市で構成し、県関係機関がオブザーバーとして参加している愛知化製事業協同組合とあま市及び清須市連絡会議を年4回開催しております。清須市が実施した臭気測定結果や関係機関からの苦情件数、その内容、また、化製場からは、操業及び処理工程など稼働状況等の報告及び情報共有がされ、随時、施設内の見学、確認も行っております。

また、臭気測定データや苦情内容により化製場に対し、原因を聞き取り、必要により臭気抑制に向け、改善等をお願いしているところです。

また、施設内の設備等の対応がなされた場合には、報告を受けているというような状況でございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

一つ押さえておきたいのは、昨年度も臭いが80件も苦情があったということでありまして。事業所はあま市にあるため、悪臭防止法の規制はあま市の規制を適用するから、指導権限はあま市にある。清須市には権限がないと。だから、清須市は単独で動くのではなくて、指導権限があるあま市に連絡して、あま市と一緒に動くんだ、前にもこういう御答弁をいただいております。これが、連絡会議で合意している対応であるというお答えもいただきました。この合意で、うまく事が図られていけばいいわけですがけれども、現実には、悪臭公害の解決の展望が見えないわけがあります。

連絡会議の場で、清須市民の声がどう届いて、合意がこれまで以上に前に進んでいくかが、私は大事だと思うわけでありまして。清須市としてどういう意見を上げているのか、これが、私は一

つは担当課の役割であると思うわけですがけれども、いつまでたっても改善されないのであれば、原因は何であるか明らかにしていくことが、連絡会議で話し合わなければならないわけですがけれども、改善できないことからすると、何か深刻な課題があるのかお答えいただきたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

どうしても、あま市のほうで指導権限があるということで、指導はしていただいている状況でございます。

私どもも臭気測定等、こういう結果になっておりますので、十分お伝えいたしまして、皆全てが、こんな状況だということを情報共有させていただきながら、強くあま市から指導していただくよう進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

この会議には、愛知県が参加されているわけでありますので、市町村を包括する広域の地方公共団体としての役割、さらには、化製場の許可を出している県としての責務もあるわけであります。この会議で、連絡だけではなく調整をしっかり行っていただいて、解決に向けていただかないといかんと思うわけであります。今、課長さんが言われたようにしっかり意見を述べていただいて、前に進むように更に頑張ってくださいと思います。

4番目の回答をいただきたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

最後に、2の④の質問に対し、松村市民環境部次長兼生活環境課長、答弁。

市民環境部次長兼生活環境課長（松村 和浩君）

2の④の質問について、お答えいたします。

悪臭防止法による臭気規制地域の指定及び規制基準の設定は、各市の事務となっております。特定悪臭物質の濃度による物質濃度規制、若しくは人の臭覚を用いて臭いの程度を測定数値化した臭気指数規制のどちらの測定方法を用いるかは、各市で決めることとなっております。清須市では、臭気指数規制による測定方法も採用しており、あま市のうち旧甚目寺地域では、物質濃度

規制による測定方法を用いるため、両市において規制基準が異なっております。

化製場の指導権限はあま市にあることから、あま市の測定基準が用いられることにより、その結果が基準値内に収まっていれば問題はありません。しかしながら、清須市においては臭気指数規制の測定方法を用いていることから、この違いが臭気の解決につながらない要因と捉えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

何が大事かということであると思うわけであります。化製場は法律があるように、正に国策であるわけであります。それを県が設置許可を出して、業として営まれているわけであります。しかし、公害問題が発生しているのなら、広域の見地に立った議論と対応、解決が求められるわけであります。それをなおざりにしたまま、化製場の運営だけが進められているのでは困るわけであります。こうしたことは、苦情者の不安や行政に対する不信感を増大させるようになってしまうわけでありますので、苦情の解決が目的である、このことを常に念頭に置いて取り組まれるようお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、加藤議員の質問を終わります。

ここで、お昼の休憩に入ります。

再開は、午後1時を予定いたします。

よろしく願いいたします。

（ 時に午前11時35分 休憩 ）

（ 時に午後 1時00分 再開 ）

議長（伊藤 嘉起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、伊藤奈美議員の質問を受けます。

伊藤議員。

< 1番議員（伊藤 奈美君）登壇 >

1番議員（伊藤 奈美君）

議席番号1番、新世代、伊藤奈美でございます。議長のお許しを得ましたので、通告どおり質問させていただきます。

私からは2点、大きなテーマで質問をさせていただきます。

#### 1 アルコプール利用の市民ファーストの考えについて

本市のアルコ清洲の室内温水プールは、大変人気な施設であり、繁忙期には市外から訪れる来場者も増加し、時間帯にもよりますが、毎年、駐車場待ちの乗用車による慢性的な渋滞が発生しております。その人気から、プールの収容人数を超える状況になることも頻発しており、施設側は、入場制限をかけて利用者の安全に注意し、運営にあたっています。

また、今年、小牧市民プールの老朽化による休館が重なり、アルコ清洲への来場者数が更に増加している状況となっております。小牧市民プールは、令和5年、6年度中の再開の見込みはないと公表しており、近隣市町の遊べるアミューズメントプール施設が限られることから、次年度も入場者数の増加、それに伴う駐車場の混雑、渋滞が予測されます。

このような状況が続く中で、本市にお住まいのお子さんから「せっかく夏休みになってアルコに行けることを楽しみにしていたのに、混雑しすぎて楽しく遊べず、1時間程で帰ってきた。」というお話も耳にしております。

また、今回、一般質問をするに当たり室内温水プールを見学させていただき、その中で、階段側面やスチール手すりのさびの広がり、海の砂浜をイメージしたプール床の経年劣化、極小の石粒が剥がれている箇所が増えているなど、利用者がプール施設の老朽化を感じているのではないかと懸念しております。

現実、アルコ清洲は事後保全型管理を行っておりますが、本市におけるアルコプールは貴重かつ人気の施設であるため、利用者の安全面を確保するためにも、施設の異常が軽微である早い段階からの機能、性能の保持・回復を図る修繕、定期的メンテナンスが、必要な施設だと実感しています。本市の人気施設として、市民の皆様が気持ちよく快適に利用していただけるよう、例えば、市民の利用料金の見直し、市外来場者の駐車場有料化、市民が優先利用できるロッカールームの整備など、清須市民ファーストな対策が必要不可欠です。この現状を踏まえ、アルコプールの修繕や市民ファーストのための対応策について、お聞かせください。

#### 2 市民課窓口対応の接遇について

6月定例会一般質問で同僚議員から「市民課窓口業務の民間委託状況について」の質問がなされ、当局からは「民間スタッフの窓口対応により新たな取組も可能になり、利便性を高めてい

る。」との答弁でした。これからの市民サービス、窓口対応の向上に期待ができる答弁でした。

私自身も証明書発行手続の際、書類の書き方など丁寧に教えてくださり、民間スタッフの窓口対応に大変満足しております。また、職員についても窓口対応がしっかりされていて、特に問題はないと思っていましたが、市民の声の中には、職員の窓口対応に横柄さや不愉快さを感じるという内容で、窓口サービスに不満を持っているという御意見が私のところに届いています。捉え方は人それぞれなので、一概には言えませんが、それでも、このような意見が届いたことも事実です。こういったケースは、どのような窓口対応の機会に起きてしまったのでしょうか。例えば、民間スタッフの不在時や繁忙期には、職員が臨機応変に対応されることもあるでしょうし、窓口対応に民間スタッフと職員に接遇の差があってはならないと思います。双方が同じレベルでスキルアップできることが、更なる市民サービス、窓口対応の向上につながると考えます。

これらの現状、これからの新たな取組、民間委託による窓口業務の拡充を踏まえ、以下お伺いいたします。

- ①市民課窓口で職員が対応する頻度は、一日の業務内でどれくらいありますか。
- ②市民課窓口業務の市民からの御意見（クレーム）を上位3つお聞かせください。
- ③職員の窓口対応における接遇研修について

以上について、御答弁よろしくお願いたします。

議長（伊藤 嘉起君）

はじめに、1の質問に対し、高山スポーツ課長、答弁。

スポーツ課長（高山 敬君）

スポーツ課長、高山でございます。

1について、御答弁させていただきます。

清洲勤労福祉会館アルコ清洲は、指定管理者による管理を行っており、指定管理委託料の中に予算化してある修繕費において、軽微な修繕に充てています。規模が大きい修繕は、市が行うこととして、適切に対応しています。

現在、プール使用料は、条例に定められており、本市に居住する満65歳以上の方及び本市に居住する身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の所持者の方々には、使用料の減額をしています。

なお、利用料金設定の運用は、指定管理者において、条例の定める範囲内で設定されております。

議員御提案の駐車場の有料化、専用ロッカールームの設置などは、場所の確保や市内、市外を判断することが困難なことや近隣市町でも取組がないことから、導入を考えておりません。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

伊藤奈美議員。

1 番議員（伊藤 奈美君）

伊藤です。

御答弁ありがとうございます。

今回、アルコプール利用の市民ファーストの考えについてというテーマで通告を出させていただいてありますが、駐車場の渋滞やプールの混雑状況の改善等ハード面の改善策は難しいとのことですが、しかしながら、あらゆる面で市民ファーストの改善の余地は、まだまだあると思います。

駐車場の渋滞について交通整備を強化して対応されていますが、1つ御提案がございます。某大型ショッピングモールは、駐車場の混雑率をアプリで発信しており、出かける前にチェックできます。このように、アルコのホームページ上で、駐車場やプールの混雑状況をチェックできるようにすることはいかがでしょうか。また、可能でしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

スポーツ課長（高山 敬君）

現在、具体には考えておりませんが、今後、指定管理者と研究してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

伊藤奈美議員。

1 番議員（伊藤 奈美君）

利用者の利便性を考えて、是非御検討をお願いいたします。

温泉プールの混雑状況については、入場制限をかけて対応されているということをお聞きしましたが、私もプールを見学させていただいた中で気づいた点がございます。現状、温水プール内の熱気、人が多過ぎて水温が高くなり、熱中症で健康に害を及ぼす危険もあります。特に、コロナ禍で、プール施設内での水分補給も制限されている現状であり、来年度には空調の大規模改修

が行われて、空調面は改善されると思いますが、来場者自身でも可能な熱中症予防対策として、利用者の水分補給について、例えば、飲料自販機の設置、飲料の持ち込みなどを、プールの水質管理も大切ですが、アルコ清洲と協議、検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

スポーツ課長（高山 敬君）

その件に関しましては、当初からプール内では衛生管理上、安全管理上、禁止となっております。今後も更衣室等での飲食を継続してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

伊藤奈美議員。

1 番議員（伊藤 奈美君）

現状のルールで、これからも運営されていくということでしたが、くれぐれも利用者の方に、熱中症などの健康を害する被害がないようにしていただきたいと思います。

先日の一般質問の中でも、今後、小中学校での部活動がなくなるということが言われておりましたが、何か対応策を講じていかなければならないと思います。

この状況の中で、スポーツ施設が本領を発揮して、子どもたちの部活動の代わりとなるスポーツ競技等を模索すべきと考えております。現に、アルコ清洲では、独自のイベントやスポーツに関する教室を開催されております。スポーツ課もアルコと連携し、部活動の機会を失ってしまう子どもたちに対して、スポーツに親しむことができる機会を検討していただくとともに、高齢者の皆様方にも参加していただけるような企画等の協議を要望いたしまして、私の1問目の質問を終わります。

次の質問をお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、2の①の質問に対し、藏城市民課長、答弁。

市民課長（藏城 浩司君）

市民課、藏城です。

2の①について、お答えいたします。

窓口で実際に来庁者の方と接する業務については、業務委託と職員で切り分けをしております。



職員が対応する業務は、戸籍届出、住民異動届、マイナンバーカードに関する業務になり、その他は業務委託のスタッフが対応します。

業務委託で対応します件数は、繁忙期など月々により差はありますが、主な業務であります証明書の交付で、令和5年度の実績になります。1日平均、多い月で264件、少ない月で163件になります。

市職員が対応します届出等の件数は、1日平均、多い月で157件、少ない月で58件になります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

伊藤奈美議員。

1番議員（伊藤 奈美君）

来庁者が多い月など、窓口対応する職員が、不足するなどの状況になることはございますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民課長（藏城 浩司君）

市民課、藏城です。

業務委託では、これまでの実績や傾向を踏まえて、来庁者が多く予想される時には、シフトの調整等などにより人員を増員して対応しております。受付の段階で、極力滞留することがないように速やかに処理をして、待ち時間が発生する旨を説明して、お待ちいただくようにしております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

伊藤奈美議員。

1番議員（伊藤 奈美君）

ありがとうございます。

マイナンバーの業務について、質問いたします。

10月から業務委託すると伺っておりますが、業務の分担はどのようになりますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民課長（藏城 浩司君）

6月の一般質問でもお答えしておりますが、マイナンバーカードの交付につきましては、交付時の本人確認などは、市の職員により実施する必要がございます。そのため、今回の委託範囲は、カードの交付以外の準備作業や案内通知の発送業務、発送作業を委託することになります。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

伊藤奈美議員。

1番議員（伊藤 奈美君）

伊藤です。

手続内容によっては待ち時間が長くなったり、そういった御要望などをいただく要因になっているかと思えます。今後も是非市民課のサービスをよいものでやっていっていただきたいと思えます。

次の質問をお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、2の②の質問に対し、藏城市民課長、答弁。

市民課長（藏城 浩司君）

②について、お答えします。

令和5年5月に実施しました窓口アンケートにおいて、96.2%の方から「対応について満足であった」との回答をいただいております。しかし、ごく一部の方から「説明が分かりづらい」「話し方が冷たい」の御意見もいただいております。委託事業者及び市職員とで共有をして、窓口対応の改善に努めているところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

伊藤奈美議員。

1番議員（伊藤 奈美君）

ほかに窓口でいただく御意見などはございますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民課長（藏城 浩司君）

例えばですけれども、証明書の交付申請時に、同一世帯でない家族の方が来庁された場合に、どうしても委任状が必要になってくるというような場合がございます。そういった際に、「なぜ一緒に住んでいるのに委任状が必要なのか。」など、接遇というよりは制度上の決まりに対する御意見をいただくこともございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

伊藤奈美議員。

1番議員（伊藤 奈美君）

制度上や決まり事などの御意見に関しては、分かりづらいなという説明になることが多いかなと思うんですけれども、そのような時には、どのような対応をされておりますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民課長（藏城 浩司君）

制度や決まり事などにつきましては、丁寧に説明をさせていただきます、御理解、御納得をいただくようにしております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

伊藤奈美議員。

1番議員（伊藤 奈美君）

中には納得いただけない方もいらっしゃるかと思うんですが、そのような時のためにも、日頃からの研修などが大事になってくると思います。

次の質問をお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

最後に、2の③の質問に対し、藏城市民課長、答弁。

市民課長（藏城 浩司君）

③について、お答えします。

委託事業者及び市役所において、定期的に接遇の研修を実施しております。

委託事業者では、1年に1回、スタッフ全員を対象にした研修を実施しております。

市役所では、人事秘書課が役職ごとに内容を変えて、概ね毎年、接遇研修を実施しており、毎

回30名程度が受講をしております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

伊藤奈美議員。

1番議員（伊藤 奈美君）

委託事業者、市役所の職員と共に、毎年、接遇の研修を受けられているとの御答弁でしたが、10月以降もマイナンバーカードの交付など、市の職員の方が窓口対応するとの御答弁もありました。そこで、人事秘書課長にお伺いいたします。どのような接遇研修を行っていらっしゃいますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

接遇研修の内容につきましては、外部から講師を招き、各職員が接遇の基礎について学び、自身の接遇能力を向上させることを目的として、定期的を開催しております。

また、各課で選任しております接遇リーダーと接遇サブリーダーを対象とした研修も行っており、窓口サービスの重要性を再認識するとともに、接遇マナーの向上に向けた改善方法などを具体的に学ぶ機会を設けております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

伊藤奈美議員。

1番議員（伊藤 奈美君）

研修を受講していただいて接遇マナーの向上に努めることは、重要なことだと思います。窓口業務のあるべき姿は、どのようなものだとお考えになりますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

研修のほかには、窓口での接客や電話応対を接遇基本確認チェックシートというもので、定期的に確認することも行っております。

窓口業務のあるべき姿としましては、こうした日頃からの意識づけを行うことで、職員一人ひとりが親切丁寧な対応を心がけ、来庁される皆様への真心ある窓口サービスを提供することと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

伊藤奈美議員。

1 番議員（伊藤 奈美君）

接遇は、窓口で市民の方と接する際にも、最も重要なことであると思います。職員の方全員がよりよい接客を心がけて、来庁される全ての方から御意見をいただくことがないように、委託事業者、市役所職員と共に、引き続き研修などを積極的に受講して、スキルアップに努めていただくことを要望して、私の質問を終了いたします。

ありがとうございました。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、伊藤奈美議員の質問を終わります。

次に、山内議員の質問を受けます。

山内議員。

< 6 番議員（山内 徳彦君）登壇 >

6 番議員（山内 徳彦君）

議席番号 6 番、新世代、山内徳彦です。議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1 特別教室の空調について

市内各学校の普通教室と体育館への空調の設置は、市長の英断により早期の実現を果たしました。それ以降、児童生徒は快適に学校生活を送っており、私たち市民の避難所となる体育館への空調設置は万が一の災害時の安心につながり、心も体も健やかに過ごせていることにお礼を申し上げます。

児童生徒、また教職員にとって大変過ごしやすい環境となってまいりましたが、特別教室と言われる理科室、調理室、美術室、木工金工室等への設置や通級指導教室への設置が進んでいない学校があるのが現状です。特別な授業をする教室についても空調設置が、必要と考えます。特に理科室では、火を使った実験が行われるため換気は必要ですが、必要以上の風は実験の妨げとな

り、これは調理室にも共通することです。また、美術室では集中力が求められ、木工金工室では道具を使用するため、けがのないように努めなくてはなりません。通級指導教室についても、快適に過ごせることが求められます。

また、今もなお教員のなり手不足が問題となっており、教育の質の低下が危惧されています。これを改善していかなければ、子どもたちの教育環境はよくなっていきません。教員の働く環境の改善のためにも、特別教室への空調設置が望まれるところです。

そこで、市内小中学校の特別教室への空調設置について、以下お伺いします。

- ①現在、市内12の小中学校において、空調のない特別教室の状況はどうなっていますか。
- ②学校現場からの要望は、上がっていますか。
- ③今後の特別教室への空調設置計画は、ありますか。

## 2 公園の樹木管理について

まちの緑は、日常的に私たちに癒しと安らぎを与えてくれる存在です。しかし、現在では、学校や公園、道路に植えられた植物が育ち過ぎ、危険をもたらす存在となりつつあります。

私の自宅付近の神社では、台風で大木が折れて倒れてしまったことがありました。幸いにもその大木は電線にひっかかり、事なきを得ましたが、電線がなければ民家に直撃する大事故となっていました。このようなことが起こらないよう、樹木の点検や整備を行っていく必要があります。

次に、公園に植えられた樹木も伸び過ぎてしまい、近隣住民が害虫に悩まされているといったことも耳にしております。また、台風などの災害で倒れてしまった場合、大きくなり過ぎた樹木は、民家に届いてしまうことも考えられます。これと同様に、大きくなった樹木は電線に触れているものも少なくなく、大変危険だと感じております。

このような樹木の管理については、定期的な伐採をされていると思いますが、抜本的な解決が求められると考え、以下御質問いたします。

- ①現在の樹木管理は、どのように行っていますか。
- ②1年間に樹木の伐採にかかる費用は。
- ③万が一、樹木が倒壊した場合、民家への被害が想定される箇所はありますか。
- ④公園に植えられている樹木に代わるものはありますか。
- ⑤本市の管理箇所に植えられている樹木の落ち葉がたまる場所では、近隣住民が掃除をしなければならず、負担となっています。何か手助けできることはありませんか。
- ⑥本市の今後の樹木管理についてお聞かせください。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

はじめに、1の①の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

学校教育課長、瀬尾でございます。

1の①について、答弁させていただきます。

市内小中学校に特別教室は162教室あり、そのうち74教室が、空調設備が未整備です。特別教室の空調設備の整備率は、54.3%です。火気を扱う理科室や家庭科室、技術室に空調設備が整備されていない学校が、多い傾向にあります。空調設備が整備されていない特別教室では、スポットクーラーを使用して授業を行っています。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

ありがとうございます。

74教室が未整備で、54%ぐらいがまだないということで、特別教室162教室あるということなんですけれども、市内の学校12で割ると、大体13、4の教室になると思うんですけれども、特別教室というのには、どのような教室がありますでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

特別教室には、理科室、生活科室、音楽室、図画工作室、家庭科室、外国語室、視聴覚室、コンピューター室、図書室、特別活動室、教育相談室、進路相談室があります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

教育相談室と進路相談室以外では、授業で使われている教室だと思うんですが、特別教室を使うということは、普通教室でできない授業だから特別教室でやるということなのか、それとも、

もし普通教室でできる授業であれば、そっちでやったほうがいいかなとは思いますが、普通教室でできる可能性というのは、やれたりするものなんでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

理科や家庭科などは、実験や調理実習を行わない場合は、普通教室で授業を行っております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

夏休みも終わったんですけども、まだまだ暑い日が続いております。普通教室で対応できる授業については、空調が整うまで普通教室を使用して、児童生徒にとって快適な環境で授業を行ってほしいと思います。

それでは、次の質問をお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、1の②の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

学校教育課長の瀬尾でございます。

1の②について、答弁させていただきます。

学校からは、火気を使う理科室と家庭科室に、空調設備の設置要望があります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

先生方からは要望があるということなんですけれども、PTAとか保護者からの設置要望というのはあるのでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）



児童生徒、保護者、PTAからの設置要望は、今のところいただいておりません。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

学校で火気を使う理科室と家庭科室に要望があるということだったんですけども、火気を使う教室に対して要望があるというのは、何故なのかということと、また、その理由というのがあればお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

夏場での実験や調理実習で火気を使用すると、教室内の温度がさらに上がってしまうことがあるため、それが要望の理由と認識しております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

空調が設置されていないことで、児童の学習環境が阻害されることがあってはならない、そう考えますので、早期の御対応をお願いいたします。

それでは、次の質問へ。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、1の③の質問に対し、瀬尾学校教育課長、答弁。

学校教育課長（瀬尾 光君）

学校教育課長の瀬尾でございます。

1の③について、お答えさせていただきます。

具体的な設置計画はありませんが、学校からの要望もあり、近隣市町の整備率も上昇していることから、特別教室への空調設備の整備について、調査、研究してまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

6 番議員（山内 徳彦君）

学校施設では、児童生徒等の学習、生活の場であることに加えて、地震等の災害発生時には、地域住民の緊急避難所としての役割を果たすことから、学校施設環境改善交付金が設けられているのは、御承知のとおりだと思います。

この対象事業としては、10項目設定されている中にある大規模改造事業に対する国庫補助金に空調設置工事が含まれており、空調設置工事では、児童生徒及び教職員が使用する普通教室を含む全ての部屋を対象とし、空調設置工事を伴う新設、更新の工事が対象となっております。大規模災害の主な避難所となる学校は、収容できる人数も他の施設に比べ相当数収容できることと思います。その多くの避難者に、できるだけ負担をかけないように過ごしてもらうためには、全教室への空調設置が望まれるところでございます。これら交付金を有効に使用し、児童生徒のため、また、市民の避難場所として、本市学校施設の特別教室への空調設置を早期に実現していただきますよう強く要望させていただきまして、この質問を終わります。

次へお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、2の①に対し、鈴木都市計画課長、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

都市計画課の鈴木です。

2の①について、お答えいたします。

公園の樹木管理については、複数の公園をまとめて造園業者に年間委託し、高木の剪定等を行っております。

剪定時期は、生育状況や地域の方の意向を踏まえ施工しております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

6 番議員（山内 徳彦君）

剪定というのは、年に何回行われていますか。また、樹木の種類によって剪定時期が変わるのか、教えてください。例えば、サクラは何回とか、ハナミズキは何回、それからクスノキと、それぞれ分かればお願いいたします。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

剪定の回数につきましては、サクラやハナミズキ等樹種で違いというのがございません。高木は年に1回、その他、支障となる枝の剪定を1回行っております。

剪定の時期については、樹木の適切な成長を考慮して、秋から冬にかけて行っております。

以上です。

議 長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

6 番議員（山内 徳彦君）

おっしゃるとおり、樹木には高木、低木等の種類があると思うんですけども、管理上、それぞれの特性、相違というのはあるのでしょうか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

管理上、高木は高所での作業等、比較的規模の大きいもので、また、低木は年間を通じて複数回剪定作業を行う必要があるなど、それぞれの特徴がございます。

以上です。

議 長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

6 番議員（山内 徳彦君）

高木は、落葉による掃除が広範囲に及ぶなど、管理だけのことを考えれば、低木のほうが容易に感じますが、高木には高木の魅力があり、管理は大変になってしまいますが、その魅力は理解できます。適材適所で配置していただきたいと思います。

本市にはたくさんの公園があり、これらを造園業者に委託しているとのことでしたが、造園業者というのは1社でやられているのか、それとも複数なのかをお願いします。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

本年度は、7社と契約をしております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

7社と契約されているということでしたが、その7社のまとめ方というか、地域での割り振り  
というか、例えば、市の担当者が把握しやすいように地区で分けているとか、そういう感じで分  
けられているのでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

発注につきましては、地区や公園の規模などを考慮しまして、全公園の維持管理が効率的に行  
われるように分割して行っております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

山内です。

現在も効率的、効果的に管理されているということだったので、管理する箇所が多いと思いま  
すので、それぞれ適切な管理をお願いしまして、次の②の質問へお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、2の②の質問に対し、鈴木都市計画課長、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

②について、お答えいたします。

本年度、樹木剪定等に係る委託費用は、都市公園で約1千500万円、ちびっこ広場、児童遊  
園は約250万円でございます。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

6 番議員（山内 徳彦君）

今お聞きした足して1千750万円という金額は、先ほど①の御答弁でいただいた7社への全体の委託料と考えていいのでしょうか。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

そのとおりでございます。

議 長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

6 番議員（山内 徳彦君）

この委託料以外に、例えば、あそこの木が伸びてるよとか、あそこ危ないよとか、そういった臨時的な作業が発生した場合というのは、その都度、プラス追加の料金が発生していくのか、それとも込みなのか、その辺を教えてください。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

専門業者での対応が必要となるような作業でございましたら、追加発注というのでも検討いたしますが、軽微で簡易的な作業内容であれば、市の担当職員や市の現場作業員の方で行っております。

以上です。

議 長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

6 番議員（山内 徳彦君）

なかなか手間のかかることだと思いますが、追加の作業は必要性の高いものだと思います。引き続き、適切な対応をお願いいたします。

では、高木の街路樹を植え替えていただいておりますが、ハナミズキに植え替える理由はありますか。例えば、アルコの前の道がずっとあるんですが、たまにハナミズキに植え替えをされてるんですけども、それについて教えてください。

議 長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

街路樹の種類につきましては、市の木がハナミズキであることがその理由でございます。

アルコ清洲前の都市計画道路、助七西市場線については、毎年数本ずつ植え替えを行っております。

植え替える理由といたしましては、経年により樹木が大きくなり過ぎ、根が地中で成長して道路面の隆起が生じ、車両や歩行者の通行に支障を及ぼすということが起きたり、そのほか度重なる強剪定や病害によりまして、木が弱ってきたり、あるいは根元の肥大化等が生じてくるということが理由でございます。このため、年間2本から4本程度の植え替えを行っているというのが現状です。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

高木は大きくなり過ぎること、また、根が張り過ぎて、歩道をでこぼこにしてしまうなど扱いにくいことが多く、維持管理が大変だということなんですが、成長の遅い木を植えることで、その後の維持管理が楽になるのではないかなというお考えの下で、植え替えを行っているということはあるのでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

ハナミズキにつきましては、樹木の中でも比較的成長が遅いというふうに聞いております。樹木の種類によりまして、維持管理は異なってまいりますので、そのあたりの特性を理解して街路樹の種類を決定しております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

後の管理のしやすさというのも植える樹木の選定には大切なことだと思いますので、今後、公

園や学校の植え替えにつきましても、経験というか、そういう知識を生かしていただきたいと思っています。

それでは、③へお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、2の③の質問に対し、鈴木都市計画課長、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

③の質問について、お答えいたします。

現時点で、倒木による民家等への被害が想定される箇所はありません。仮に樹木の普及等により、倒木が想定される箇所が発見された場合は、速やかに安全対策を講じ、造園業者と調整の上、撤去等の対応を指示しております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

現在のところ倒木の可能性があるところはないということで安心したんですが、倒木等の心配がある箇所を見つけるため、日頃どのような方法でチェックをされているのでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

樹木の安全管理につきましては、職員や委託業者による目視での点検を実施しております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

目視での点検を実施しておられるということなんですが、その頻度というのはどれぐらい。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

公園により異なりますが、委託業者が作業を行う際に点検をしております、年4回程度行っ

ております。

また、公園の担当職員は、頻繁に市内のいずれかの公園を訪れておりますので、不定期であります。高頻度で確認を行えているというふうに認識しております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

職員までチェックをされているということだったので、市民と市民の安全と安心のために、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、次へお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、2の④の質問に対し、鈴木都市計画課長、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

④の質問について、お答えいたします。

公園の樹木は、景観や日よけとしての効用が期待されます。樹木による緑豊かな景観は、市民の皆様の憩いの場である公園に安らぎと潤いを提供する、他に代えがたいものと認識しております。

また、日よけの代替施設としては、東屋やパーゴラがございます。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

おっしゃるとおり、樹木には特別な存在感があります。しかし、定期的な管理にお金がかかることと近隣への落ち葉の問題や害虫の問題、また、危険が伴うものでもあります。現在の樹木の種類や配置等を考え直し、日よけとして東屋やパーゴラを併設していくことで、維持管理コスト、また落ち葉の問題、そして害虫の問題、これを軽減していくことを考えていかなければならない時期に来ているのではないかなと感じてるんですけども、いかがでしょうか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。



都市計画課長（鈴木 雅貴君）

緑は公園に欠かせない存在であると考えておりますが、一方で、その本数や配置によっては地元で御負担がかかるという可能性もございます。樹木と東屋等の併設につきましては、引き続き地域の方の御意向、美観、安全性等を総合的に考え、最適な配置を調査研究してまいります。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

今の公園には、道路側に面した場所に、木が植えられていることが多いと思います。そこに植えた場合、どうしても木が育つと道路側にはみ出してしまいます。この添付例のような配置に関しても、住宅地にある公園については考えていかなければならない気がします。少し木を中央寄りに持っていくことになれば、遊べるスペースというのがまた死んでしまうので、同じようなレイアウトばかりでは、なかなかリスクをクリアできるということもないかもしれませんが、それぞれの公園のある場所、特性、大きさ、形、形状、それらを考えつつ、時代に沿った公園づくりをお願いいたしまして、⑤の質問へお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、2の⑤の質問に対し、鈴木都市計画課長、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

⑤の質問について、お答えいたします。

公園周辺の落ち葉等の清掃については、一部の公園は造園業者に委託し、対応しておりますが、大部分の公園は周辺の住民の方や自治会の御協力により、美観が保たれております。落ち葉の量が多いなど、地元の皆様に過大な御負担となるケースについては、市の担当職員や現場作業員にて対応してまいります。

また、落葉により近隣の方に御迷惑をおかけすることが懸念される場合、選定する時期を落葉前に行うなど、施行時期を調整しております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

現在もいろいろ考えて御対応されているということですが、シーズン中の落ち葉は、私も毎日見ているんですけども、本当に大変なことになります。是非、今後ともサポートをお願いしたいと思います。

それでは、⑥をお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

最後に、2の⑥の質問に対し、鈴木都市計画課長、答弁。

都市計画課長（鈴木 雅貴君）

⑥の質問について、お答えいたします。

樹木管理については、引き続き市職員による平時のパトロールと造園業者との年間契約の中で委託している台風時の見回りや作業時の点検などの実施により、倒木による事故等を未然に防止してまいります。

また、成長した高木の間引きや中木への植え替えなどを行い、景観や配置状況を考慮し、最適な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

山内議員。

6番議員（山内 徳彦君）

今回、本市の樹木について、様々な質問をさせていただき分かったことは、樹木の維持管理には、非常に手間とお金がかかることでした。しかし、自然の代表である樹木には、私たちの目を楽しませてくれることや癒しの効果が大きく、全てを人工物にしてしまうのは味気ないと考えております。今後は、多くの自然を残しつつ、また、人工物も取り入れ、安全で適切な管理ができる樹木管理が、望まれていくと思います。

今後変わっていく公園、学校の樹木設置や管理の方法を研究していただき、よりよい環境づくりをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、山内議員の質問を終わります。

最後に、浅井議員の一般質問を受けます。

浅井議員。

< 19番議員（浅井 泰三君）登壇 >

19番議員（浅井 泰三君）

御無礼します。19番、浅井泰三です。議長のお許しの下、私のほうからは、中小企業振興基本条例の制定ということで一般質問をさせていただきます。

小規模企業をはじめとする多くの中小企業は、それぞれの事業活動を通じて地域経済をけん引するとともに、地域とともに歩み、地域社会の担い手として、まちづくりに貢献してまいりました。

今日、経済の国際化による企業間の競争の激化、国内の少子高齢化による人口減少社会、さらに、コロナ感染症による社会全体の大減速等々、中小企業を取り巻く全経済的社会的環境は大きく変化しています。

このような時代にあって、多様で活力ある発展をしていくために、中小企業自らの創意工夫により、その機動性及び地域性を発揮し、経営の安定化を図るとともに、新たな事業展開に取り組んでいく必要があります。果敢に挑戦する中小企業を市、愛知県、商工会、金融機関、支援機関等々と地域社会の各主体は、中小企業の存在及び役割の重要性を共有するとともに、一体となって連携し、支えていかなければならないと思います。

そして、中小企業が、引き続き地域社会の形成及び発展、雇用並びに多様な人材の社会参画を支え、ひいては市民生活の向上をもたらす重要な役割を果たす主体として、地域に貢献し、地域社会と協働していくことにより、地域と中小企業の活力の好循環が生まれ、その活力は、次代を担う子どもたちが将来の夢を描くことができ得るものになるのではないのでしょうか。

このようなことから、中小企業が、地域社会の発展及び市民生活の向上にとって重要な役割を果たしていることを鑑み、小規模企業を含む中小企業の振興についての基本理念を定め、地域社会の各主体の責務などを明らかにし、相互に協力するとともに、市の中小企業の振興に係る施策の基本となる事項を定め、これを総合的に実施することで、中小企業の振興、地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的に中小企業振興基本条例の制定を考慮すべきと思います。以下、お伺いします。

まず、最初には、①2022年6月現在、中小企業振興基本条例が制定されている全国688自治体のうち、愛知県内では24の自治体で制定されています。この数字をどのようにお考えですかということです。

②条例制定の利点について、もし制定されればの前提に立っての考えをお聞かせください。

③公契約条例の制定に向けての中小企業基本条例の枠組みの中で取組も必要と考えられますが、その見解もお聞かせください。

④まちが疲弊していくという危機感に対しての手立てとして、中小企業振興基本条例の制定が必要ではないでしょうか。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

はじめに、①の質問に対し、梶浦産業課長、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

産業課、梶浦でございます。

①の質問について、答弁させていただきます。

御質問いただきました数字については、全国の基礎自治体数1千747から見れば、条例制定については39.3%、愛知県の自治体54で見た場合、44.4%の自治体が制定済みとなります。この数値から、愛知県はトヨタ自動車をはじめ、世界的企業や大企業の本社や工場が立地し、それを支える中小企業が地域を支える産業構造となっており、ほかの県よりも県内自治体が重視していることが読み取れると考えます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

愛知県では、この自治体の半数近くが制定済みということですね。では、お言葉なんですけど、本市は何故今まで制定に向かわなかったかということもお聞きしておきたいと思うんです。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

本条例につきましては、従前より、商工会をはじめ関係団体から、制定の要望をいただいております。コロナ感染症まん延以前に調査研究を行った時期もありますが、コロナ禍に入りまして、中小企業に対しましては、何よりも様々な財政を伴う支援が優先的だということで、これらの団体からの要望の際にも、そういった回答をさせていただいております。そういった点で、正直、当該業務を執行することで手一杯ということでもございましたので、今、コロナ禍が明けま

して、こうした社会情勢や経済状態になり、制定に向けては停滞せざるを得ない状況ではないことから、また検討を始めたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

全国的にどの自治体でも中小企業が多くを占めると思いますけども、私のほうで数字を調べてないので、分かればね、本市において小規模事業者も含めて、内訳どのようになっているか、お答えいただければお願いしたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

令和3年度のセンサスの統計になりますが、市内の民営事業者の数につきましては、全体で1千776社ありまして、中小企業は、そのうち1千771社です。本市企業のうち中小企業が占める割合は、99.7%という数字になりまして、また、製造業20名以下、その他業種で5人以下のいわゆる小規模事業につきましては、1千484社で、本市企業に占める割合は、83.6%という数字になります。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

浅井ですが、この数字から見ても、中小企業、小規模企業が大半なんですよ。愛知県内では、冒頭申し上げましたように24の自治体が、この事業者基本条例が制定されて、それぞれ24いろいろあると思いますけども、今、本市は本市の特徴があると申されたんですけども、その内容にどのような違いといいますか、制定されてる自治体のそれぞれの条例制定に対する内容にどのような違いがあるかということをお答えいただきたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

愛知県の振興条例を含めまして、県内自治体全ての条例が、理想的な事項のみを盛り込みます、いわゆる理念型の条例になっております。その中でも、豊明市などの小規模事業者に特化しているものや産業全体に目を向け、若干条例の名前を変えている自治体があると考えております。自治体固有の産業構造や思いによりまして、それぞれ条例の名前とか若干の違いがあると捉えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

こうしたことを踏まえて、仮に条例を制定した場合、本市としてどのようなイメージを持つといたしますか、どのように持たれてみえているかということです。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

あくまでも仮という前提のお話なので、少々唐突に聞こえるかもしれませんが、かつての清須城下につきましては尾張の経済の中心でありまして、また、美濃路を中心とした青物市場が発展するなど、清須は経済的に豊かなまちだったようです。明治以降になりましても急速な交通網の発展に伴い新川地区を中心に大企業が、また、それに関連する中小企業が多く立ち、市内経済を支え、清須の発展に大きく貢献するなど、常に清須は元気で活気に満ちていたまちになっておりました。

そして、現在の社会構造では、中小企業が軸となって本市を支えるところであり、それを皆が認識する必要があると考えております。中小企業を第一に考える意識改革を行いまして、低迷する地域経済を中小企業振興、内発型産業振興による活性化を向けて、かつて清須のような経済が豊かで活力のあるまちづくりを進めていく、そんなイメージを持って取り組んでいけたらなというふうには考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

それでは、次に、②へお願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、②の質問に対し、梶浦産業課長、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

②の御質問について、答弁をさせていただきます。

本市経済を支えます中小企業が、多様で活力ある発展をしていくことは、雇用の創出や維持、地域の活性化など地域に活力がより生まれます。また、中小企業が、条例による市民や団体などとの連携や地域貢献活動により、地域社会と協働していくことで、地域と中小企業の活力の好循環が生まれると考えております。その活力は、次世代を担います子どもたちにも好影響を与え、将来への夢や希望につながり、本市が目指す「安心・快適で元気な都市」への一助となると考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

今、申されたように、本条例をもしも制定した場合、中小企業にはメリットがありますよね。この反面、当然、役割や責任も大きく生じてくるはずですよ。そうすると、ここで机上論になるかもしれませんが、想定されるメリットや役割や責任というものをどのようにお考えですか。それを分かった上で進めていくというか、条例制定の前提に立ってのお考えが出てくると思うんですけども、いかがでしょう。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

まず、メリットでございますが、条例制定によりまして、地域ぐるみで中小企業を公の宣言として支援していくこととなりますので、中小企業を励ます、また勇気を与える機運につながるというふうに考えております。

また、理念型条例にはなりますが、中小企業の役割、責任の中では、中小企業として今まで以上に成長していただく必要が出てきます。自らの創意工夫によります主体的な経営改善や向上を図っていただくこと、また、働く人の人材育成やワーク・ライフ・バランスの環境整備、雇用の

確保、加えまして、市や地域が取り組む活動に積極的に参加、貢献していただくことなど、地域社会とさらに協働していただく社会貢献のほうも必要になるかと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

浅井ですが、まさに今言われておりますワーク・ライフ・バランスね、ややもすると、大企業先行になっているわけですよ。中小のところまで、なかなか我々が生活していく上で、誰もが等しくワーク・ライフ・バランスということを考えていかなきゃいけないと思うんですよ。こればかり特化して言ってるわけじゃないんですけど、基本的なものは、やっぱりこれから全体で見していくには、一人で働こうが、1万人の会社であろうが、10万人の会社であろうが、みんな等しくそのことを享受していかなきゃいけないと思うんですよ。

この条例制定において、今、それぞれが役割や責任が生じてくるということでお答えいただいたわけなんですけども、役割が求められているものに、商工会をはじめとする関係諸団体や大企業、こういう関係、内容というものは、どのようにお考えですか、お答えをお願いしたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

本市におきまして、中小企業の経営基盤の安定に大きな役割を担います商工会につきましては、引き続き活動を維持、増進していただくとともに、加入事業者を増やしていただく必要があると思います。特に、コロナなどの経済の不況時などにつきましては、その実態を把握した上で、中小企業者、小規模事業者の経営の発展、改善及び経営革新のための取組に努めることが求められると考えております。

また、大企業においては、業種の垣根を越えまして、市内中小企業、また小規模事業者との連携を強化していただき、市の政策にも積極的に参加いただくということが必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）



浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

浅井ですが、そうしますと、もう一方、市民の方の役割、これは当然そこに働いている方も含めて、市民の方のそうしたものに対する役割というものも必要になってくると思うんですよね。市民の方の役割というものは、本市の場合、どのようなものになっていきますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

まず、市民の方が、冒頭申し上げたとおり、本市は中小企業を中心に回っている産業構造であるということを認識していただきまして、まずは、中小企業の振興が地域社会の発展や市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解していただくことが必要であり、その上で、市内におきまして、生産、製造又は加工された物を消費していただきまして、市内で提供されるサービスを利用していただくこと、それに努めていただくことが求められるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

浅井ですが、今、おっしゃられたそういった内容の下、市民の方に、その役割を少しでも努めてもらうためには、何が必要となってくるのでしょうか。市民の方に、その役割の責任を果たしてもらうためのアイテムというか、必要なものというのをお願いしたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

市民の方の多くは、市内にどんな企業、中小企業があるのか、まだまだ知られてない方が多くみえると思います。まずは、市民と中小企業と交流が図れるような場を、また、きっかけづくりが求められるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

そうだね。いろいろどんな企業があるかも含めて、市民の方がどんな会社があるかとか、そういう関心もないのに、その役割を務めてくれと言っても難しいと思うんですね。そうした市民と中小企業とのきっかけづくりである取組は、いろいろこれまでも中小企業との交流の場みたいなものがあつたと思いますけども、その取組は、どんなものですか、具体的にあれば。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

商工会が主催します産業まつりをはじめ、本市においても昨年、一昨年と、「きよすフェス」という名前で開催しました市内中小企業事業者のワークショップやパネルによる事業紹介をはじめ、実際の事業者の方にお越しいただき、市民の方に企業の仕事を体験していただく機会を提供しました。

また、清洲ふるさとのやかたにおきましては、市内の中小企業の商品なども展示しております。市民の方に対しましては、引き続き市内の中小企業を知っていただくための機会提供が必要だというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

浅井ですが、そういう機会を是非たくさん設けていただくようお願いしたいと思っておりますけども、一番大きな責任を担う、要は基本条例制定は市の役目ですよね。責任の市の役割と申しますか、本市の場合、どんなようなものになりますか。それについてもお願いしたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

中小企業の経営の強化、資金調達の円滑化を図る事業の実施や継続、経営基盤の強化につながる施策を講じる必要があると考えております。

そのほかにつきましては、新しい事業の創出、創業支援や創意工夫や自助努力を行っていらっしゃる中小企業事業者への様々な支援制度の紹介、また、児童生徒に職場体験などを通じて

の交流の場の提供など、多くの役割が考えられます。

さらに、経済状況の悪化の際には、財政的措置を講じるほか、既に取り組んでおりますが、工事発注や物品役務の調達に当たりまして、適正な執行の上での配慮が必要となってくるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

分かりました。

③の公契約のほうへお願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、③の質問に対し、飯田総務部次長兼財産管理課長、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

財産管理課長の飯田です。

③の御質問について、答弁させていただきます。

公契約とは、市が発注する全ての契約行為でございます。また、公契約条例とは、自治体が発注する公共工事、業務委託等に従事する従事者の賃金、報酬下限額を設定し、自治体、受注者の責任等を契約事項に加えることを定めた条例でございます。労働者の賃金等労働環境の法的対応は、本来、国が労働基準法や最低賃金法をはじめ、新たな法整備を含めて、統一的な規制運用が行われるよう整備すべきと考えるところでございます。

なお、愛知県は、平成29年4月に公契約条例を制定しており、県内自治体では、現在19市町が制定している状況です。

当市においては、清須市契約規則に定め、運用を行い、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき対応しております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

愛知県は、今、二十何年とおっしゃったの。

議長（伊藤 嘉起君）

当局。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

愛知県内では、愛知県及び19市町が制定しておりますので、合計で20になります。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

浅井ですが、制定年で。

議長（伊藤 嘉起君）

当局。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

平成28年4月でございます。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

現況の公契約ね、条例がなくても、本市はきっちり対応していただいているのは重々理解するものなんです、ほかの小規模などの随意契約を除いても毎年200件にも及ぶ公契約が存在するわけですよね。冒頭申し上げた、いろいろ先行き不安やコロナとか、ちょっと回復傾向にあるけど、いろんなことでまだ先行きに不安がある。しかし、大阪万博やアジア競技がうまくいくのかいのか分らんけども、公共工事をはじめ、反動等、非常に不安材料も考えられる中、元請業者からせっかくいただいた仕事の条件が、中小や小規模企業への締めつけがますます厳しくなってくるのではないかなと懸念するものですが、一つの救いといいますか、地元企業のためにといいますか、総合評価落札方式というものがございますよね。地域貢献に関する項目がありますけども、どんなものがあるか具体的にお教えいただきたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

地域精通度、地域貢献度に関する項目には、清須市内における本支店、営業所の所在の有無、市内での工事施工実績、災害協定の締結状況、あいち女性輝きカンパニー認証又は女性活躍推進法に基づく認定の有無、ISO14001認証取得の有無の5項目があり、それが加点の対象になっております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

このような条件の下、多少なりとも地元企業への配慮、支援に近づけるとは思います。しかし、私が、公契約条例を築くことができれば、例えば、工事が大手が受けた契約に対して2次、3次への下請発注への条件をだんだん悪化していく。要は、取ったもん勝ちというかね、大手が利益のためには2次、3次を切って捨てるぐらいの今、商取引が、工事契約がなされていることは事実あるわけですよね。そうしたものをなくすためにも、私は、公契約の中に、2次、3次へのいろんな下請いじめという、言葉は悪いですけど、そういうことがなくなるように、是非、公契約というものを前向きに取り組む公契約の条例をつくる。そうしたいじめをなくす、そんなことを網羅する条例をつくる、このことが大切ではないかなと申し上げて、④番お願いします。

議長（伊藤 嘉起君）

最後に、④の質問に対し、梶浦産業課長、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

産業課、梶浦でございます。

④の質問について、答弁をさせていただきます。

2020年から始まりましたコロナ禍において、世界的に経済活動が停滞し、我が国においても、大企業から中小企業、個人事業主まで大きな影響を受けました。その間、本市においても、プレミアム付商品券販売事業や飲食事業者へのデリバリー等事業形態移行への補助、また、飲食店を含みます接客形態事業者の皆様の感染症対策設備導入への補助など、事業者の皆様からの視点、また、生活する市民の皆様からの視点に立ち、適宜事業を行ってまいりました。

コロナ感染症まん延が感染症法上の取扱い変更で収束に向かいつつある現状ではございますが、ウクライナ紛争や原油高など、世界的な物価高、我が国においては、急激な少子高齢化によります人手不足や事業継承の問題など、中小企業の皆様のお苦境は、継続されていると認識しております。

す。

今回質問いただきました条例制定につきましては、中小企業だけではなく、大企業や商工会などの団体、金融機関や市民の皆様も理解と賛同をいただき、初めて制定される意義が生まれるものと考えております。本市も制定に向け、関係団体や企業、事業者や市民の皆様の意見を伺いながら、制定に向け検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

制定に向けて検討していただけるということですが、これまで中小企業者に対する具体的な事業、改めてどんなものであったかをお聞きしたいと思います。いかがですか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

小規模企業者の経営や技術改善、発達の指導を行います商工会への補助をはじめ、中小企業者が融資を受ける際に必要な信用保証料や利子を助成する金融対策事業を継続的に実施してまいりました。

また、先ほども触れましたが、令和2年から始めました地方創生推進交付金を活用したまちの観光産業賑わいプロジェクトでは、きよすフェスなどのイベントの際に、市民の皆様に対しまして、中小企業の商品や優れた技術紹介の展示を行い、また、技術に触れていただくような機会を設けました。さらには、製造技術や製品を生かした体験型イベントに参加いただく事業も去年は行っておりました。加えまして、リニューアルした清洲ふるさとのやかたにおきまして、市観光協会加入事業者の製品に限りますが、展示や動画によります企業紹介も行ってまいりました。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

浅井ですが、今の条例制定に向けて、どのような作業や手続が想定されますか。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

産業課長（梶浦 庄治君）

条例制定に向けましては、中小企業事業者の皆様の現状や、何が必要と求められているかを知ることから始めるべきと考えております。私自身、商工会の部会の中で、市の事業の説明や意見交換を行ったことがあります。そのような機会に積極的に参加することや商工会が会員向けに行う調査やアンケートに参画するなど意見聴取を行いまして、それに加え、大企業や関係団体の意見聴取などから着手してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

浅井ですが、以上のようなことから、私は、中小企業基本条例というものは、愛知県の中ではまだ半分しかありませんけども、しかし、もう一つは、中小企業発展のためには、そこに働く人が幸せになってこそ清須市の発展、市民の幸せにつながると先ほども申し上げました。その中には、そうした中小を守るための公契約も条例の中に加えていかなきゃ私は片手落ちではないかと思うわけでございます。

一つは、公契約条例をつくるのは、中小企業振興基本条例をつくるのは、結局は理念条例、まあ観念の問題じゃないかと。具体的に、ああしよう、こうしようというところは、なかなかうたえないわけでございますから、しかし、理念条例であっても、私は、両方の条例が一つの足かせとなって、発展につながるものと確信をしているわけでございます。

あと6分あるんですが、私の思いの丈を言っても始まんもんですから、いつも副市長と言いたいところですけど、ここは石田市民部長に最後の締めをくくっていただきたいなど。最後に、中小企業振興基本条例に向けて、市民部長のお考えで、市の方針までそこまで私は突っ込んでお聞きしたいんですが、現在、部長のお考えをお聞かせいただければと。5分ありますので、たっぷり時間はあります。お願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

石田市民環境部長。

市民環境部長（石田 隆君）

市民環境部長の石田でございます。お時間いただきありがとうございます。

商工業等、産業の振興につきましては、これまでも総合計画、それから総合戦略に基づいて、しっかり実施することで常に意識し、務めてきたものというふうに思っております。加えて、コロナ禍においては、先ほど課長も答弁したようにプレミアム商品券の発行事業など、できる限りの対応を行ってまいったというふうに考えております。

少し失礼な言い方に聞こえるかも知れませんが、中小企業振興条例がなくても、商工業等産業の振興はしっかり進めてきたものと思っておりますし、進められるものと思っておりますが、一方で、当条例があることに対して、その重要性の認識も持っているところでございます。なぜなら、当条例の効果として一般的に言われてるお話が、自治体はその地域の実情に適した産業振興、中小企業政策を実施する、より強い根拠づくりができること、そして、産業振興、中小企業振興に対する自治体の主体的な姿勢、責任が明確になること、それから、継続的、系統的に成果を上げる施策の充実やそのために必要な予算の確保の担保になること、そして何より、ここが一番重要なんです、条例化により、地域ぐるみで中小企業を重視し支援する公の宣言として中小企業を励ますこと、こういうことにつながるというためでございます。このため、これまでも中小企業振興条例の制定につきましては、私が産業課長に初めてなったときにも意識したのは事実でございます。

当条例につきましては、いわゆる議員からもお話がございましたが、理念的な要素を踏まえた条例ということで、その中身や当事者である中小企業事業者の方の努力があつてこそ、市商工会など、中小企業関係団体、大企業、金融機関並びに市民の方がそれを支えていくという内容のものになります。したがって、市だけの思いで制定するものではなく、こうした様々な関係機関や団体の皆さんに御説明をしながら、理解、協力を求めていく必要があるというふうに思っております。

中でも市民の方においては、先ほどお話がございましたが、本市にどういった中小企業があるということ自体、分からない方もいらっしゃるかも知れませんが、課長の答弁にあつたように、いろいろと市民と企業との触れ合いの場、こういうものを今まで設けてきた、図ってきたということでございます。

これを踏まえまして、結論になるんですが、これは私もそうですが、産業課長と同じ共通の意識を持っておりますが、今後も中小企業振興条例の制定を目途に、関係する様々な機関、団体、市民の方などに対して、まず引き続きアプローチをさせていただきまして、まずは基礎固めに専



念したいと、こういうふうを考えておりますので、事を急ぐわけにはまいりませんので、しばらくお時間を頂戴したいというふうを考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

浅井議員。

19番議員（浅井 泰三君）

浅井ですが、ぜひ御検討いただいて、明日、明後日の問題ではございません。しっかり御検討いただきたいと思っております。

時間はまだ残ってますけど、以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、浅井議員の質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次回の本会議は、9月6日水曜日午前9時30分から開会いたします。

早朝より大変御苦労さまでございました。

（ 時に午後 2時27分 散会 ）